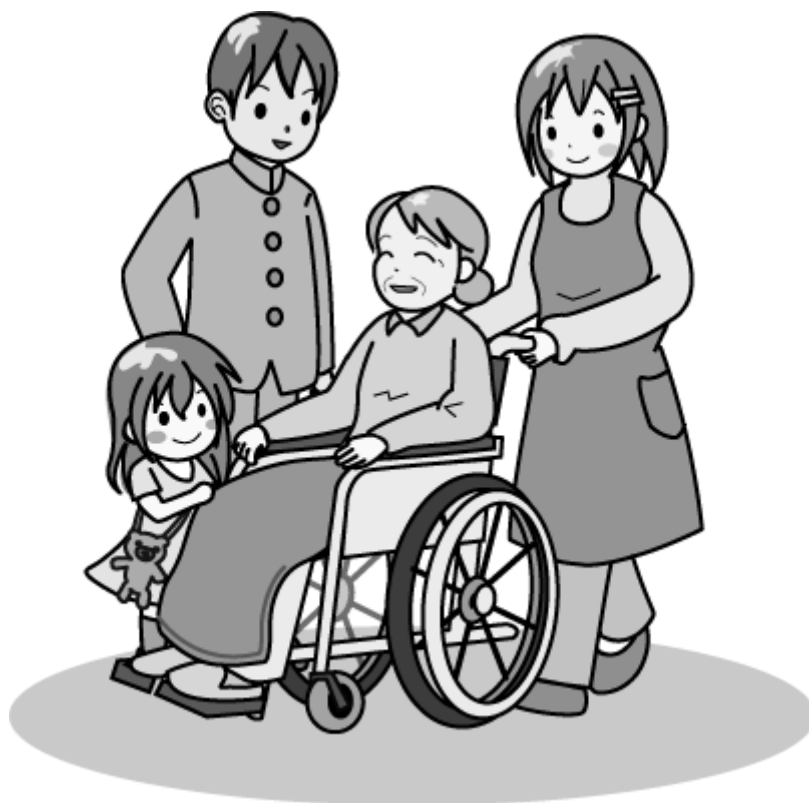




輝く明日へ



ひたちなか市保健福祉部障害福祉課



電話 273-0111 (内線7211~7214)



FAX 272-2940



目 次

1	障害者手帳.....	1
	身体障害者手帳.....	1
	身体障害者手帳診断書・意見書料の助成.....	1
	身体障害者手帳で受けられる主なサービス.....	2
	療育手帳.....	3
	療育手帳で受けられる主なサービス.....	4
	精神障害者保健福祉手帳.....	5
	精神障害者保健福祉手帳用診断書料の助成.....	5
	精神障害者保健福祉手帳で受けられる主なサービス.....	6
2	福祉サービス.....	7
	障害者総合支援法・児童福祉法.....	7
	障害福祉サービス・障害児支援.....	8
	指定特定相談支援事業（サービス等計画の作成）を行う事業所.....	10
	移動支援事業.....	14
	移動支援事業を行う事業者（令和6年4月現在）.....	15
	日中一時支援事業.....	16
	日中一時支援事業を行う事業所（令和6年4月現在）.....	17
	訪問入浴サービス事業.....	19
	訪問入浴サービス事業診断書料助成.....	19
	訪問入浴サービス事業を行う事業者（令和6年4月現在）.....	19
	意思疎通支援事業.....	20
3	医療給付.....	21
	自立支援医療.....	21
	自立支援医療（更生医療）.....	21
	自立支援医療（育成医療）.....	23
	自立支援医療（精神通院）.....	25
	重度心身障害者（児）医療費（マル福）.....	27
	後期高齢者医療制度.....	27
4	補装具・日常生活用具.....	28
	補装具.....	28
	軽度・中等度難聴児の補聴器購入費助成.....	30
	日常生活用具.....	31
	身体障害者・知的障害者・難病患者について.....	31
	小児慢性特定疾病児について.....	39
5	年金・手当その他の助成制度.....	41
	障害年金.....	41
	特別児童扶養手当.....	42
	ひたちなか市特別児童福祉手当.....	43
	障害児福祉手当.....	44
	特別障害者手当.....	45
	難病患者等見舞金.....	46
	ねたきり身体障害者介護慰労金.....	47
	合理的配慮推進事業補助金.....	48
	自動車運転装置改造費の助成.....	48
	自動車運転免許取得費用の助成.....	49

心身障害者扶養共済制度	49
生活福祉資金貸付制度	49
6 税金の減免・交通機関等の割引	50
所得税・住民税・相続税の控除	50
所得税・住民税の控除	50
相続税の控除	50
自動車税（環境性能割・種別割）の減免	51
交通機関等の割引・助成	53
鉄道（JR）運賃の割引	53
バス運賃の割引	53
航空運賃の割引	53
大洗カーフェリー運賃の割引	54
タクシー料金の割引	54
重度心身障害者通院通所交通費（タクシー利用券）助成	54
ひたちなか海浜鉄道湊線運賃の割引	55
スマイルあおぞらバスの割引	55
障害者手帳アプリ「ミライロID」とは	55
有料道路の割引	56
NHK 受信料の減免	57
7 その他の福祉	58
ヘルプマーク・ヘルプカード	58
障害者理解促進事業	58
身体障害者補助犬の給付	58
市営駐車場駐車回数券の交付	59
市営自転車駐車場利用料の減額	59
電話リレーサービス	59
いばらき身障者等用駐車場利用証制度	60
駐車禁止除外指定車標章の交付	60
福祉有償運送	61
車いすの貸出	61
図書のお宅配本	62
視覚障害者用市報の発行	62
点訳・朗読のサービス	62
在宅投票制度	62
日常生活自立支援事業	63
NET119 の登録受付	63
聴覚障害者用緊急通報 FAX の受付	64
ストーマ用装具の預かり保管制度	64
中途失明者緊急生活訓練	65
障害者委託訓練	65
ひたちなか市内のオストメイト対応トイレ設置場所	65
8 発達で不安を感じるお子さんの相談・支援	66
みんなのみらい支援室	66
のびる教室・かなりや教室	67
保健所・茨城県母子保健センター	67
9 障害のある方の社会参加	68
地域活動支援センター	68
心身障害者（児）スポーツ大会	68
福祉団体	68
ボランティア	69

福祉の店連絡協議会	69
10 相談窓口	70
障害児者相談支援センター	70
障害者就業・生活支援センター	70
民生委員・児童委員	71
心身障害者相談員	71
成年後見制度（中核機関）	71
日常生活自立支援事業	71
行政機関・公的団体の窓口	72
市内の障害福祉事業所一覧	75



本文中にあるマークは次のことを示しています。

サービスによって障害名や等級による制限もありますのでご確認ください。



身体障害者（児）として認定された方がご利用になれるサービス



知的障害者（児）として認定された方がご利用になれるサービス



精神障害者（児）として認定された方がご利用になれるサービス



難病患者として認定された方がご利用になれるサービス



1 障害者手帳

障害のある方が各種サービスを受けるのに必要な手帳のご案内です



身体障害者手帳



身体に障害のある方がさまざまな福祉サービスを受けるのに必要となる手帳です。障害の部位や程度に応じて1級から6級までに分けられます。

■対象となる方

手や足、目、耳、音声・言語、心臓、じん臓、肝臓、呼吸器、排泄、小腸、免疫の機能に一定以上の永続する障害のある方

■新規申請に必要なもの

- 身体障害者診断書・意見書
(指定医作成のもの。用紙は窓口にあります)
- マイナンバーのわかるもの
(個人番号カードなど)
- 顔写真 2枚
(縦4cm×横3cm、脱帽のもの)

⚠ インスタントカメラ・家庭用プリンタ印刷・シール式写真は不可

●認定対象となる障害の例

(脳原性)運動機能【脳性まひで移動困難など】
 視覚【弱視・視野狭窄など】
 聴覚・平衡機能【難聴など】
 音声・言語・そしゃく機能【喉頭摘出で失声など】
 上肢・体幹・下肢機能【手足の切断・まひなど】
 呼吸器機能【肺疾患で生活に制限など】
 心臓機能【ペースメーカー埋込など】
 肝臓機能【肝硬変の重度化など】
 じん臓機能【腎不全で透析実施など】
 小腸機能【小腸切除など】
 ぼうこう又は直腸機能
 【人工肛門(ストーマ)造設など】
 免疫機能【HIVによる免疫機能低下】



➡「診断書料助成」を受けられる場合があります。詳しくは下記📄をご参照ください。

■窓口

障害福祉課



身体障害者手帳診断書・意見書料の助成

「診断書・意見書」作成時の診断書料(文書料)の助成を行っています。手帳申請の際にあわせてご申請ください。

■対象 市民税所得割を課せられていない方で手帳の申請を行った方

■助成額 診断書料(文書料)の全額

■手続きに必要なもの

- 診断書料(文書料)の領収書
- 本人名義の預金通帳など口座番号が分かるもの

⚠ ひたちなか市に課税情報のない方は、課税情報のある市区町村で発行された「課税証明書」の提出が必要となる場合があります。

■その他の手続き

手続きが必要な場合	手続きに必要なもの
手帳を紛失・汚損したとき ・手帳の写真では本人の認識が困難になったとき（年数の経過等による）	● 顔写真（縦4cm×横3cm、脱帽のもの）1枚 ⚠ インスタントカメラ・家庭用プリンタ印刷・シール式写真は不可 ● 現在お持ちの手帳（紛失を除く）
住所・氏名が変わったとき	● 現在お持ちの手帳 ● マイナンバーがわかるもの（個人番号カードなど）
本人が亡くなったときまたは障害者でなくなったとき	● 現在お持ちの手帳
障害の程度が変わったときまたは新たな障害が加わったとき	● 身体障害者診断書・意見書（指定医作成のもの） ● 顔写真（縦4cm×横3cm、脱帽のもの）1枚 ⚠ インスタントカメラ・家庭用プリンタ印刷・シール式写真は不可 ● 現在お持ちの手帳

 身体障害者手帳で受けられる主なサービス

⚠ 障害の程度、所得制限等により該当しない場合があります。ご注意ください。

障害福祉サービス	7ページ
自立支援医療（更生医療・育成医療）	21
医療福祉費の給付	27
後期高齢者医療	27
補装具	28
日常生活用具	31
障害年金	41
特別児童扶養手当	42
ひたちなか市特別児童福祉手当	43
障害児福祉手当	44
特別障害者手当	45
所得税等の控除	50
自動車税（環境性能割・種別割）の減免（タクシー券とどちらか一方）	51
JR・バス・国内航空運賃の割引	53
タクシー料金1割引	54
タクシー券（自動車税（種別割）・軽自動車税（種別割）の減免とどちらか一方。在宅のみ）	54
ひたちなか海浜鉄道湊線・スマイルあおぞらバス運賃の割引	55
有料道路割引	56
NHK受信料の減免	57
身障者等用駐車場利用証	60

療育手帳

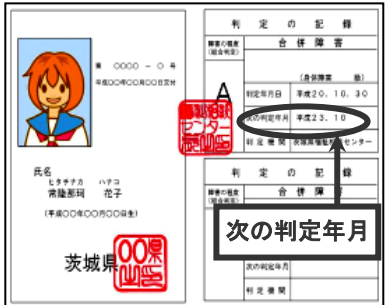
知

知的障害のある方が、各種福祉制度の相談や援助を受けやすくするために、「療育手帳」を交付しています。
障害の程度により、㊤（最重度）、A（重度）、B（中度）、C（軽度）の4段階に区分されています。

■対象となる方

児童相談所または県福祉相談センターにおいて知的障害と判定された方

■各種手続きと窓口

手続きが必要な場合	手続きに必要なもの	窓 口
新たに申請するとき	児童相談所または県福祉相談センターにおいて判定を受け、申請をしてください。 判定を受ける場合は事前に電話予約が必要です。 ● 顔写真 1 枚 （縦4cm×横3cm、脱帽のもの）	▼ 満 18 歳未満 中央児童相談所 （221-4150） ▼ 満 18 歳以上 茨城県福祉相談センター （221-0800）
再判定を受けるとき	「次の判定年月」が来るまでに右記窓口に予約して再判定を受け、申請してください。 △再判定の予約は判定年月の3か月前より受付が始まります。 ● 現在お持ちの手帳	
住所・氏名・保護者等が変わったとき	● 現在お持ちの手帳	障害福祉課
手帳を紛失・汚損したとき	● 顔写真 1 枚 （縦4cm×横3cm、脱帽のもの） ● 現在お持ちの手帳（紛失を除く）	
本人が亡くなったときまたは障害者でなくなったとき	● 現在お持ちの手帳	



療育手帳で受けられる主なサービス

⚠ 障害の程度、所得制限等により該当しない場合があります。ご注意ください。

障害福祉サービス	7ページ
医療福祉費の給付	27
後期高齢者医療	27
日常生活用具	31
障害年金	41
特別児童扶養手当	42
ひたちなか市特別児童福祉手当	43
障害児福祉手当	44
特別障害者手当	45
所得税等の控除	50
自動車税（環境性能割・種別割）の減免（タクシー券とどちらか一方）	51
JR・バス・国内航空運賃の割引	53
タクシー料金1割引	54
タクシー券（自動車税（種別割）・軽自動車税（種別割）の減免とどちらか一方。在宅のみ）	54
ひたちなか海浜鉄道湊線・スマイルあおぞらバス運賃の割引	55
有料道路割引	56
NHK受信料の減免	57
身障者等用駐車場利用証	60



精神障害者保健福祉手帳

精

精神障害のある方が医療や福祉の支援を受けやすくするため、精神障害者保健福祉手帳を交付しています。
障害の程度により1級から3級に区分されます。

■対象となる方

精神障害のため長期にわたり日常生活または社会生活への制約がある方

■新規申請に必要なもの

- マイナンバーのわかるもの（個人番号カードなど）
- 顔写真（縦4cm×横3cm、脱帽のもの）1枚
 - ⚠ インスタントカメラ・家庭用プリンタ印刷・シール式写真は不可
- 障害の程度を証明するもの（①、②のいずれか）
 - ① 手帳用診断書（⚠ 初診日から6か月を経過した日以後のもの）
（病院が記入します。用紙は窓口にあります）
 - ② 年金証書、照会同意書（窓口にあります）
 - ⚠ 年金を「精神障害」以外の理由で請求した場合は、年金証書での申請はできません。「手帳用診断書」をお取りください。

➡ 「診断書料助成」を受けられる場合があります。詳しくは下記  をご参照ください。

■有効期限

2年間

⚠ 有効期間が切れる前に更新が必要です。期限の3か月前から申請できます。

➡ 手帳の申請とあわせて、精神科に通院する在宅者の医療費助成制度「自立支援医療（精神通院）」の申請ができます。（25ページ）

■窓口

障害福祉課



精神障害者保健福祉手帳用診断書料の助成

診断書作成時の診断書料（文書料）の助成を行っています。
手帳申請の際にあわせてご申請ください。

■対象 市民税所得割を課せられていない方で診断書を添付して手帳の申請を行った方

■助成額 診断書料（文書料）の全額

■手続きに必要なもの

- 診断書料（文書料）の領収書
- 本人名義の預金通帳など口座番号が分かるもの

⚠ ひたちなか市に課税情報のない方は、課税情報のある市区町村で発行された「課税証明書」の提出が必要となる場合があります。

■その他の手続き

手続きが必要な場合	手続きに必要なもの
更新を受けるとき	● マイナンバーのわかるもの（個人番号カードなど） ● 顔写真（縦4cm×横3cm、脱帽のもの）1枚 ⚠ インスタントカメラ・家庭用プリンタ印刷・シール式写真は不可 ● 診断書または年金証書・照会同意書 ● 現在お持ちの手帳
住所・氏名が変わったとき	● マイナンバーのわかるもの（個人番号カードなど） ● 現在お持ちの手帳
県外から転入したとき	● マイナンバーのわかるもの（個人番号カードなど） ● 顔写真（縦4cm×横3cm、脱帽のもの）1枚 ⚠ インスタントカメラ・家庭用プリンタ印刷・シール式写真は不可 ● 現在お持ちの手帳
手帳を紛失・汚損したとき	● マイナンバーのわかるもの（個人番号カードなど） ● 顔写真（縦4cm×横3cm、脱帽のもの）1枚 ● 現在お持ちの手帳（紛失を除く）



精神障害者保健福祉手帳で受けられる主なサービス

⚠ 障害の程度、所得制限等により該当しない場合があります。ご注意ください。

障害福祉サービス	7ページ
自立支援医療費（精神通院）の給付	25
医療福祉費の給付	27
後期高齢者医療	27
障害年金	41
特別児童扶養手当	42
ひたちなか市特別児童福祉手当（在宅のみ）	43
障害児福祉手当	44
特別障害者手当	45
所得税等の控除（勤務先又は確定申告時に手帳提示）	50
自動車税（環境性能割・種別割）の減免（タクシー券とどちらか一方）	51
タクシー券（自動車税（種別割）・軽自動車税（種別割）の減免とどちらか一方。在宅のみ）	54
ひたちなか海浜鉄道湊線・スマイルあおぞらバス運賃の割引	55
NHK受信料の減免	57
身障者等用駐車場利用証	60



2 福祉サービス

居宅へのヘルパー派遣、施設への通所・入所などのサービスのご案内です



障害者総合支援法・児童福祉法

身 知 精 難

「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（障害者総合支援法）」は、障害のある方や難病を患っている方が、自立した日常生活や社会生活を営むことができるよう、必要なサービスの給付や支援を行うことを目的としています。この法律にもとづくサービスとして、「障害福祉サービス」、「自立支援医療」、「補装具費の支給」などの「自立支援給付」と、市町村で独自に実施する「地域生活支援事業」があります。

「児童福祉法」は障害のある児童や難病を患っている児童が、自立のための能力を獲得したり居場所を確保したりするためのサービスの給付や支援を行うことを目的としています。

■サービスの体系

自立支援給付（障害者総合支援法）

- 障害福祉サービス（介護給付・訓練等給付）
- 自立支援医療（更生医療・育成医療・精神通院）
- 補装具費給付
- 計画相談支援
- 地域相談支援
- 特定障害者特別給付
- 高額障害福祉サービス費助成

地域生活支援事業（障害者総合支援法）

- | | |
|-------------|-----------------|
| ●意思疎通支援事業 | ●日中一時支援事業 |
| ●日常生活用具の給付 | ●訪問入浴サービス |
| ●地域活動支援センター | ●自動車運転装置改造費の助成 |
| ●移動支援事業 | ●自動車運転免許取得費用の助成 |
| ●障害者理解促進事業 | |

障害児支援（児童福祉法）

- 児童発達支援
- 放課後等デイサービス
- 保育所等訪問支援
- 居宅訪問型児童発達支援
- 障害児相談支援

相談支援事業

障害のある方や家族・関係機関からの様々な相談に応じ必要な情報提供や助言を行うことで障害のある方が自立した日常生活や社会生活を送れるように支援することを目的とした事業。

障害福祉サービス・障害児支援

身 知 精 難

障害のある方や難病を患っている方が住みなれた地域で自立した生活が送れるよう、さまざまなサービスが用意されています。

自宅へのヘルパー派遣，施設への通所，入所施設での介護などがあり，ご自分で事業所を選ぶことができます。

■対象となる方

- ・身体障害者手帳，療育手帳，精神障害者保健福祉手帳を持っている方，自立支援医療（精神通院）や障害年金を受給している方など
- ・障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令第 1 条に基づき厚生労働大臣が定める特殊の疾病の方

■利用にあたっての手続き 児童（18 歳未満）は支給決定の流れが異なります。

1 相談・申請します

- サービスの利用を希望する人は，まず障害児者相談支援センター（10 ページ参照）か障害福祉課にご相談ください。
- 申請は障害福祉課で受け付けます。

申請に必要なもの

印鑑（認印可）
マイナンバーのわかるもの
（個人番号カードなど）
障害者手帳，自立支援医療受給者証など
（対象者であることがわかるもの）

 ひたちなか市に課税情報のない方については，課税情報のある市区町村で発行された「課税証明書」の提出が必要となる場合があります。



2 サービス等利用計画案の作成をします

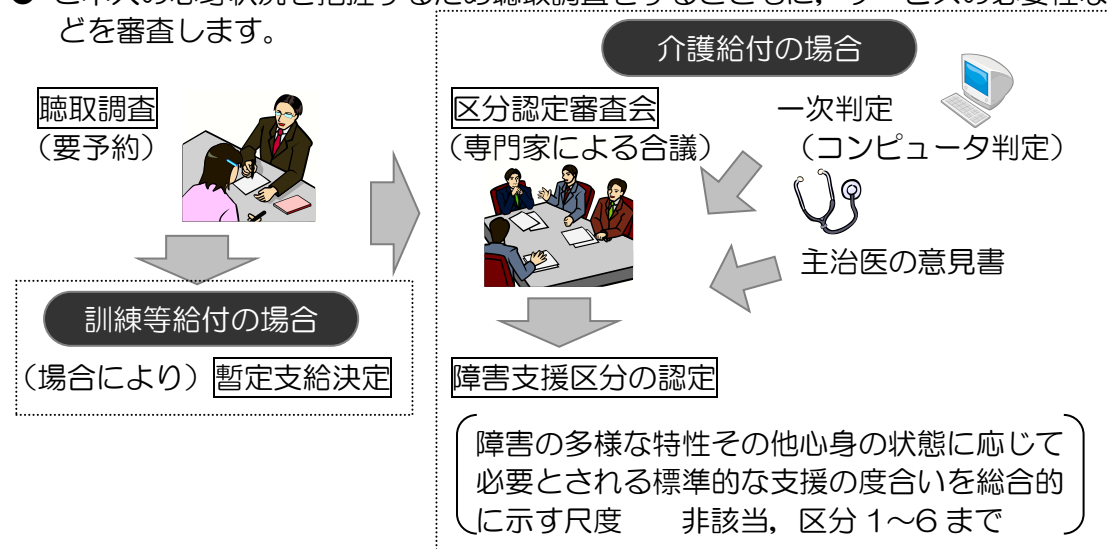
- サービスの利用を申請すると，サービス等利用計画案・障害児支援利用計画案提出依頼書が交付されます。
- 希望する指定特定相談支援事業者（10 ページ参照）へ，サービス等利用計画案の作成を依頼します。自分で計画を作成することもできます。



次ページ

3 調査や審査があります

- ご本人の心身状況を把握するため聴取調査をするとともに、サービスの必要性などを審査します。



4 支給決定されます

- サービスの種類・量などを記した「受給者証」が届きます。
- 「受給者証」はサービスの提供を受ける際、事業者に提示します。



5 サービスを利用します

- 事業者を選んで契約し、サービスを受けます。



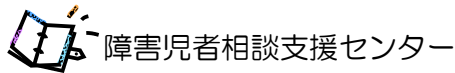
訪問系サービス
(自宅にヘルパーが訪問)



日中活動系サービス
(日中に施設内で訓練や介護)

居住系サービス
(暮らしの場を提供)





障害児者相談支援センター

サービスを初めて利用する方やどこに相談したらよいかわからない場合など、最初の相談先としてご利用いただける窓口です。

名称・所在地・連絡先	主たる対象者
ひたちなか市社会福祉協議会 ひたちなか市西大島 3-16-1 (☎ 212-3630)	身体・知的・精神・難病・障害児
こもれび ひたちなか市津田 2031-797 (☎ 352-3007)	身体・知的・精神・難病・障害児
ふわり ひたちなか市柳沢 2831 (☎ 264-1500) ひたちなか市馬渡 558-1 (☎ 219-8155)	精神 (18 歳以上の方)
KUINA ひたちなか市長砂 1561-4 (☎ 080-1277-2221)	精神 (18 歳以上の方)

指定特定相談支援事業（サービス等計画の作成）を行う事業所

No.	事業所名	住 所	電話番号	児・者
1	相談支援事業所こもれび	津田 2031-797	352-3007	児・者
2	相談支援事業所 かしの木	馬渡 2982-12	080-7826-4347	者
3	KUINA センター	長砂 1561-4	080-1277-2221	者
4	心【Shin】	阿字ヶ浦町 829	219-5977	児・者
5	支援センターふわり	馬渡 558-1	219-8155	者
6	ひたちなか市社会福祉協議会 相談支援事業所	西大島 3-16-1	212-3630	児・者
7	指定特定相談支援事業所 オクスヴィレッジ	佐和 788-13	285-2214	者
8	障害者相談支援事業所ふれあい	馬渡 1141-6	271-1450	者
9	相談支援 さくらんぼ	高野 600-2	202-0061	児・者
10	よつば相談支援事業所	高場 2-15-8	080-7951-0208	児・者
11	あしたば相談支援事業所	市毛 837-1	352-3939	児・者
12	障がい福祉サービスぱるあっぷ	枝川 1253-10	284-1117	児・者
13	相談支援事業所ファン	枝川 228-5	353-6608	児・者
14	にじいろ相談支援室	新光町 38 番地	080-6009-7856	児・者

(※児：18 歳未満，者：18 歳以上)

■サービスの種類

- 障害福祉サービスは大きく「介護給付」、「訓練等給付」、「相談支援給付」に分類され、とくに「介護給付」の場合は、「障害支援区分」（障害の多様な特性その他の心身の状態に応じて必要とされる標準的な支援の度合いを総合的に示す尺度）によって受けられるサービスが限定されることがあります。

サービスの種類		サービスの内容	備考
訪問系	介護給付	居宅介護（ホームヘルプ）	自宅にヘルパーが訪問し、調理などの家事援助、入浴などの身体介護、通院の介添えなどをします。
		重度訪問介護	重度の障害があり常に介護が必要な方に、自宅での食事・排せつの介助や外出の補助などをします。
		行動援護	知的障害や精神障害により行動が困難で常に介護が必要な方に、外出時の移動の補助などをします。
		同行援護	重度の視覚障害がある方に、外出時の移動の補助や外出先での代筆、食事の介助などをします。
		重度障害者等包括支援	介護の必要度が非常に高いと認められた方に、居宅介護などのサービスを包括的に提供します。
日中活動系・その他	療養介護	医療を伴う常時介護が必要な方に、入院とあわせて機能訓練や看護、介護を行います。	区分5（一部6）以上
		生活介護	常に介護が必要な方に、施設での入浴、排せつ、食事の介護や創作活動などの機会を提供します。
		短期入所（ショートステイ）	家で介護を行う方が病気などの場合に、短期間、施設へ入所できます。
		自立訓練	自立した日常生活や社会生活を送るためのプログラムをこなし、生活のリズムを整えます。
	訓練等給付	就労移行支援	一般就労を目指し、一定の期間内にさまざまな生産活動を通じた訓練をします。
		就労継続支援（A型：雇用あり）（B型：雇用なし）	一般企業等で働くことが困難な方を対象に、働きながら知識・能力の向上のための訓練をします。
		就労定着支援	就労移行支援等を利用し、一般就労へ移行した方を対象に、就労に伴う生活面の課題把握や、企業との連絡調整等の必要な支援を行います。
		自立生活援助	施設やグループホーム等から一人暮らしへ移行した方の理解力や生活力を補うために必要な支援を行います。
		共同生活援助（グループホーム）	主として夜間において、共同生活の場所で相談や入浴、排せつ又は食事の介護その他の日常生活上の援助をします。
		施設入所支援	施設に入所する方に、入浴や排せつ、食事の介護などをします。
相談支援	計画相談	サービス利用支援	障害福祉サービスの申請をするにあたり、障害のある方の、心身の状況や置かれている環境、障害福祉サービス利用の意向等を勘案し、『サービス等利用計画』を作成します。

支援 給付	継続サービス利用 支援	利用中の障害福祉サービスが、適切であるか定期的に確認し、必要に応じて『サービス等利用計画』の見直しをします。	
	地域移行支援	障害者支援施設に入所している方や、精神科病院に入院している方が、地域で生活するための住居の確保や地域生活に移行するための活動に関する相談や支援を行います。	
	地域定着支援	単身等で生活する方の常時連絡体制を確保し、緊急事態等が発生した場合には、相談や支援を行います。	

●障害児通所支援

サービスの種類	サービスの内容
児童発達支援	未就学の障害のある児童に日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練を行います。
医療型児童発達支援	身体に障害のある児童に児童発達支援及び治療を行います。
放課後等デイサービス	就学中の障害のある児童に、授業の終了後又は夏休み等の休業日に、生活能力の向上のために必要な訓練、社会との交流の促進等を行います。
保育所等訪問支援	保育所等を訪問し、集団生活への適応のための専門的な支援等を行います。
居宅訪問型児童発達支援	重度の障害等により、通所が著しく困難な児童の居宅を訪問し発達支援を行います。
障害児相談支援	障害児通所支援の申請にあたり、障害のある児童の心身の状況や置かれている環境、サービス利用の意向を勘案し、『障害児支援利用計画』を作成します。

■サービスの費用

- 利用者の自己負担額は、原則としてサービスに要した費用の 1 割です。
- ただし、世帯の所得に応じた「自己負担上限月額」が定められていますので、1 か月に利用したサービスの量にかかわらず、その月の自己負担額の合計が下記の金額を超えることはありません。

区 分		自己負担上限月額	
		障害児（18 歳未満）	障害者（18 歳以上）
生活保護	生活保護受給世帯	0 円（自己負担なし）	
低所得	市民税非課税世帯	0 円（自己負担なし）	
一般 1	市民税課税世帯 〔障害児（18 歳未満）： 所得割 28 万円未満 障害者（18 歳以上）： 所得割 16 万円未満〕	通所施設・ホームヘルプ 利用の場合： 4,600 円 入所施設利用の場合： 9,300 円	9,300 円
一般 2	上記以外	37,200 円	

⚠ この表で所得を判断するための「世帯」の定義は、次のとおりです。

- ▼ 18 歳以上の障害者（施設に入所する 18、19 歳を除く）：本人とその配偶者
- ▼ 障害児（施設に入所する 18、19 歳を含む）：保護者の属する住民基本台帳の世帯

- 施設入所者の低所得者にかかる食費・光熱水費の実費負担を軽減するため補足給付が支給されます。また、グループホーム入居者の低所得者については一定額の家賃補助があります。
- 同一世帯に障害福祉サービス等を利用する方が複数いる場合等に、負担額の超過分について払い戻しの制度があります。
- 障害児通所支援等を利用する就学前児童が二人以上いる保護者については利用者負担額の軽減措置があります。

■その他の手続き

手続きが必要な場合	手続きの内容と手続きに必要なもの
サービスの更新をしたいとき	サービスの有効期間が切れる前に、障害福祉課から郵便で更新のご案内をしますので、窓口で更新申請をしてください。 ● 印鑑（認印可） ● マイナンバーのわかるもの（個人番号カードなど） ● 現在お持ちの受給者証 ● その他必要な書類 ⚠ 「障害支援区分」の有効期間が切れる場合は、あらためて「聴取調査」が必要です。調査日時を予約してください。 ⚠ 児童（満 18 歳未満）の方は、毎年聴取調査が必要です。
サービスの種類や量を変更したいとき	窓口で「変更申請書」を提出してください。 その際、窓口で変更の理由や希望するサービスの種類・量について確認させていただきます。 ● 変更申請書（窓口にあります） ● マイナンバーのわかるもの（個人番号カードなど） ⚠ 新規と同様の手続き・時間が必要になる場合があります。
受給者証を紛失・汚損したとき	窓口で「再交付申請書」を提出してください。 ● 再交付申請書（窓口にあります） ● 現在お持ちの受給者証（紛失を除く） ● マイナンバーのわかるもの（個人番号カードなど）
他の市町村に転出したとき	引き続きサービスを受けるには、転出先の市町村での手続きが必要です。 ひたちなか市の発行する「区分認定証明書」（障害福祉課）、「課税証明書」（市民税課、有料）が必要な場合がありますので、事前に転出先の市町村にお問合せください。
住所・氏名が変わったとき	窓口で「変更届」を提出してください。 ● 変更届（窓口にあります） ● マイナンバーのわかるもの（個人番号カードなど）

■窓口

障害福祉課

 移動支援事業

身 知 精

障害により屋外での移動が困難な方が外出する際にヘルパーが付き添い、地域での自立した生活や社会参加を支援します。

サービスを利用したい方は、市の利用決定を受けた上で、市が委託した事業者の中から自分の希望に見合った事業者を選ぶことができます。

■対象となる方

在宅で身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳のいずれかを持つ方

■対象となる外出

● 社会生活上必要不可欠な外出

(日用品の買物、金融機関での手続き、冠婚葬祭など)

● 余暇活動などの社会参加のための外出

(外食、レジャー、スポーツ活動、講演会への参加など)

⚠ 原則として1日の範囲内で用務を終えるものに限りです。

⚠ 経済活動に係る外出(通勤、営業活動など)、通年かつ長期にわたる外出(学校、病院への定期的な送迎など)、社会通念上適当でない外出は移動支援事業の対象外となります。

⚠ 原則として1か月あたり50時間が利用の限度です。

■利用のしかた

① 市役所に申請し、「利用者証」を受け取ってください(発行には約1週間かかります。)

② 事業所と契約します。

③ 事業所に予約して利用します。

④ 利用後、利用時間を「確認票」(事業所で用意します。)で確認し、確認欄にサイン等をしてください。

⑤ 自己負担する金額を事業所へお支払いください。

■申請手続きに必要なもの

● マイナンバーのわかるもの(個人番号カードなど)

⚠ ひたしなか市に課税情報のない方は、課税情報のある市区町村で発行された「課税証明書」の提出が必要となる場合があります。

■自己負担額

● 原則としてサービスに要した額の1割負担です。

時間区分	自己負担額	
	身体介護なし	身体介護あり
～0.5 時間	102 円	248 円
～1.0 時間	191 円	392 円
～1.5 時間	267 円	570 円
	1.5 時間超は 30 分毎に 68 円増	1.5 時間超は 30 分毎に 81 円増

⚠ 「身体介護」は移動中の食事やトイレの介助などを指します。(あらかじめ「調査票」に基づき「あり」「なし」を決定します。)

⚠ 早朝(6～8 時)、夜間(18～22 時)は 25%増、深夜(22 時～翌 6 時)は 50%増です。

② 福祉サービス

● ただし、世帯の所得に応じた「自己負担上限額」が定められていますので、1 か月に利用したサービスの量にかかわらず、その月の自己負担額の合計がこの金額を超えることはありません。

課税区分	自己負担上限月額
生活保護世帯	0 円（自己負担なし）
市民税非課税世帯	7,500 円
市民税均等割のみ課税世帯	12,300 円
それ以外	18,600 円

● 上記のほか、移動中に利用した車両や公共交通機関（バス、電車、タクシーなど）の料金の実費は自己負担となります。

■ 窓口
障害福祉課



移動支援事業を行う事業者（令和6年4月現在）

事業所名	電話番号	サービス内容
ひたちなか市社会福祉協議会訪問サービスセンター 金上 562-1	354-6400	☎ ☎ ☎ 月～土 8:00～18:00
生活支援ネットワークこもれび 津田 2031-797	273-8897	☎ ☎ ☎ ☎ 月～金 9:00～17:00 原則平日、時間外・平日外（応相談） 福祉有償運送
ニチケアセンターひたちなか 東石川 2-6-10	354-0841	☎ ☎ ☎ ☎ 月～金 9:00～18:00 土日対応可（要相談）
障がい福祉サービス ぱるあっぷ 枝川 1253 番地 10	284-1117	☎ ☎ ☎ 月～金 14:00～17:30 土 8:30～17:00
ヘルパーステーションゆい 高野 142-41 S・デパート A102 号室	219-8868	☎ ☎ ☎ 月～金 8:00～17:00 時間外・土日祝祭日（応相談） 福祉有償運送
らしさ 金上 913-1 サンハイツ 30H102	202-5580	☎ ☎ ☎ 月～土 9:00～18:00
介護事業所ふう 水戸市青柳町 3822-2	350-3350	☎ ☎ ☎ 毎日 7:00～22:00
訪問介護あゆみ 水戸市島田町 3403-1	266-1500	☎ ☎ ☎ ☎ 月～日 8:00～17:00 福祉有償運送
株式会社 風の通り道 水戸市見川町 2 丁目 157-2 グリーンハイツ C-102	297-3180	☎ ☎ ☎ 利用日時は応相談
障害福祉サービス えくぼ 那珂市後台 1495-1	353-1165	☎ ☎ ☎ ☎ 月～土 8:00～18:00 時間外・営業日外（要相談） 福祉有償運送
ヘルパーステーション あおいとり 那珂市菅谷 3912-3	219-4505	☎ ☎ ☎ 月～金 9:00～18:00
ヘルパーステーションなみき 那珂市中台 481-7	295-9002	☎ ☎ ☎ 月～日 8:00～18:00 福祉有償運送
株式会社 1up 那珂市菅谷 868 番地 3	212-4300	☎ ☎ ☎ ☎ 月～金 8:00～18:00
ライフケアサービス ビーなす 水戸市栗崎町 1715-10	350-2560	☎ ☎ ☎ 利用日時は応相談 福祉有償運送

☎：身体障害者 ☎：知的障害者 ☎：精神障害者 ☎：障害児

 日中一時支援事業

身 知 精

介護する方の外出や休養により一時的に介護が必要なとき、保護者の就労などで特別支援学校等の下校後に活動場所がほしいときなど、障害のある方や障害のあるお子さんを施設で一時預かります。

■対象となる方

心身に障害のある在宅の方

■申請手続きに必要なもの

- 障害者手帳
- マイナンバーのわかるもの（個人番号カードなど）
- ⚠ 手帳がないときは、障害の程度を証明するものが必要です。くわしくはお問合せください。
- ⚠ ひたちなか市に課税情報のない方は、課税情報のある市区町村で発行された「課税証明書」の提出が必要となる場合があります。

■自己負担額

事業所の種別	サービス提供時間	利用者が属する世帯の区分及び利用者負担額			
		区分A	区分B	区分C	区分D
障害福祉サービス事業所又は障害児通所支援事業所	1時間以上2時間未満	90円	40円	0円	0円
	2時間以上4時間未満	120円	60円	0円	0円
	4時間以上6時間未満	240円	120円	0円	0円
	6時間以上8時間未満	360円	180円	0円	0円
	8時間以上	480円	240円	0円	0円
療養介護事業所又は医療型障害児入所施設（重症心身障害者（児）にサービスを提供した場合に限る。）	1時間以上2時間未満	90円	40円	0円	0円
	2時間以上4時間未満	120円	60円	0円	0円
	4時間以上6時間未満	240円	120円	0円	0円
	6時間以上8時間未満	360円	180円	0円	0円
	8時間以上	480円	240円	0円	0円

- 区分A：市民税所得割課税世帯，区分B：市民税均等割課税世帯
区分C：市民税非課税世帯，区分D：生活保護世帯
- 飲食代や創作活動の教材費などは、別途自己負担となります。

■利用のしかた

- ① 市役所に申請し、「利用証」を受け取ってください（発行には約 1 週間かかります。）。
- ② 事業所と契約します。
- ③ 事業所に予約して利用します。
- ④ 利用後、利用時間を「確認票」（事業所で用意します。）で確認し、確認欄にサイン等をしてください。
- ⑤ 自己負担する金額を事業所へお支払いください。

■窓口

障害福祉課

 日中一時支援事業を行う事業所 （令和6年4月現在）
※市内及び近隣市町村の契約事業所

No.	事業所名	住 所	電話番号
1	オークスヴィレッヂ	佐和 788-13	285-2214
2	デイホームはっぴい	津田 2031-1081	276-9720
3	心の和（心【Shin】）	阿字ヶ浦町 829	219-5977
4	児童デイサービス さくらんぼ	高野 600-2	202-0061
5	さくらんぼ	稲田 1166-228	219-6889
6	さくらんぼはうす	高場 5-21-12	229-0303
7	スマイルさくらんぼ	中根 4808-3	212-8824
8	キッズハウスえくぼ ひたちなか	足崎 1457-435	219-9575
9	障がい者活動センターえくぼひたちなか	足崎 1457-435	212-8656
10	放課後等デイサービスくるみ	中根 3271-240	219-8886
11	ともさんか みたんだ	三反田 3957-2	219-9058
12	障がい福祉サービス ばるあっぷ	枝川 1253-10	284-1117
13	放課後等デイサービスたんぽぽ ひたちなか店	西光地 3-5-4	275-3433
14	放課後等デイサービスたんぽぽ中根店	中根 4838-6	219-7003
15	わたぼうし	高野 727-7	202-2570
16	エイトファクトリーひたちなか	高野 548-2	212-5322
17	学童デイサービス よつば	高野 668-2	352-2782
18	学童デイサービス よつば 高場	高場 2-15-8	229-0222
19	キッズデイ あしたば	市毛 837-1	352-3939
20	放課後等デイサービスあしたば	津田 1852-4	352-3737
21	障がい者サポートセンターなの花	馬渡 385-3	212-7087
22	こども元気塾ひたちなか教室	東石川 3159-18	229-3837
23	キッズルームこども元気塾田彦教室	田彦 658-10	070-1417-7752
24	一般社団法人 ひいらぎ	高場 1608-5	029-229-3407
25	生活介護事業所やまとあい	東石川 3050-2	352-9141
26	障害福祉サービス事業所 紬	西大島 3-16-1	275-6721
27	クオリティ・オブ・ライフ ひたちなか支援教室	市毛 513-18	352-9670
28	愛正会記念 茨城福祉医療センター	水戸市元吉田町 1872-1	353-7171
29	ありすの杜	水戸市下入野町 1924-1	304-4666
30	育心園	水戸市酒門町 4280-2	247-5151
31	あゆみ園	水戸市酒門町 4291-4	247-5931
32	児童デイサービス事業所ふう	水戸市青柳町 3822-2	350-3350
33	茨城県立あすなろの郷	水戸市杉崎町 1460	259-3121
34	ひまわりのお家	水戸市笠原町 1396-3	243-9213
35	スペース・ドリーム	水戸市住吉町 148-8	304-6860
36	スペース・ゆい	水戸市吉沢町 742-1	291-5208

② 福祉サービス

37	特定非営利活動法人 宙の会	水戸市見川町 2563-475	243-3159
38	あい・愛・あかつか	水戸市赤塚 1-2010-12	353-7039
39	たけのこ	水戸市元石川町 2523-2	248-7009
40	ライフステーション 樹林（きりん）	水戸市堀町 767-1	291-4165
41	水戸どんぐりの家	水戸市田野町 831-1	229-8862
42	手仕事工房のっばらの扉	水戸市根本 1-147	353-8554
43	障害者支援施設 蛭	水戸市吉沼町 519-6	231-7222
44	放課後等デイサービス ウィズユー 水戸ぷらす	水戸市千波町 302-8-201	239-3931
45	放課後等デイサービスなかよし	水戸市浜田 1-8-20	350-7066
46	こどもサークル 大串	水戸市大串町 4311	264-1400
47	こばんはうすさくら 水戸備前掘教室	水戸市紺屋町 1377 番地 1	300-2275
48	なるみ園	那珂市飯田 2529-1	295-9100
49	OHANAサポートクラス	那珂市菅谷 5367-3	229-0710
50	エイトファクトリーゴダイ	那珂市後台 2119-3	298-2586
51	キッズハウスえくぼ	那珂市後台 1495-1	353-1165
52	キッズハウスえがお	那珂市後台 1495-1	229-1715
53	障がい者活動センター えくぼ	那珂市後台 1495-1	219-9397
54	あおいとり	那珂市飯田 2190-7	353-2180
55	放課後等デイサービスどんぐりの森	那珂市菅谷 5417-1	219-7073
56	児童発達支援 どんぐり	那珂市菅谷 5417-1	219-7073
57	ライフワークサポートなか	那珂市菅谷 5417-1	219-7073
58	ふくら夢	那珂市中台 750-5	090-2237-2951
59	ぽこりっと	那珂市菅谷 5391-1	219-6551
60	クオリティ・オブ・ライフ 那珂支援教室	那珂市飯田 1980-6	229-0035
61	総合自立支援事業所 1up	那珂市菅谷 868-3	212-4300
62	オープンスペースみらい	那珂市後台 3115-8	352-2950
63	オープンスペースみらいⅡ	那珂市後台 3115-10	352-2950
64	放課後等デイサービスエール	那珂市菅谷 1588-1	219-8922
65	Maply After School 那珂	那珂市菅谷 2361-8	352-9388

 訪問入浴サービス事業

身

身体の障害のために家庭ではひとりで入浴することができない重度の障害のある方に対して、移動浴槽車を派遣して入浴のサービスを行います。

■対象となる方

常時介護を必要とする在宅の重度身体障害者及び重度身体障害児

⚠ 他のサービスが利用可能な場合は対象外となります。特に、ヘルパーの介助があれば自宅の浴槽で入浴可能な場合は、「障害福祉サービス」（8 ページ）をご利用ください。

■申請手続きに必要なもの

- マイナンバーのわかるもの（個人番号カードなど）
- 健康診断書（入浴できるかどうかを判断します。用紙は窓口にあります）

➡ 「健康診断書」の費用助成を受けられる場合があります。詳しくは下記をご参照ください。

■利用回数

1 週につき 2 回まで利用できます。

■自己負担額

課税区分	1 回あたりの自己負担額
生活保護世帯 または 市民税非課税世帯	0 円（自己負担なし）
市民税均等割のみ課税世帯	200 円
市民税所得割課税世帯	350 円

■窓口

障害福祉課



訪問入浴サービス事業診断書料助成

- 対象 訪問入浴サービスの申請を行った方
- 助成額 診断書料の全額（上限は 3 千円）
- 手続きに必要なもの
 - 診断書料（文書料）の領収書
 - 本人名義の預金通帳など口座番号が分かるもの



訪問入浴サービス事業を行う事業者 （令和 6 年 4 月現在）

事業所名	住 所	電話番号
ニチケアセンターひたちなか	東石川 2-6-10	354-0841
アースサポートひたちなか	東石川 2-1-13	275-4900
ひたちなか介護ステーション	東石川 3-28-10	0120-294-408
訪問入浴サービスほのぼの	元町 1-5	354-5006
ウエルシア介護サービス那珂	那珂市竹ノ内 3-7-3	352-0588
ウエルシア介護サービス水戸	水戸市百合が丘町 8-3	304-0058

意思疎通支援事業



聴覚、言語機能等に障害があるために意思疎通を図ることが困難な方に、手話通訳者や要約筆記者を派遣します。派遣に係る利用者負担は無料です。ただし、施設利用料等は利用者負担となります。

■手続き

はじめての方は障害福祉課で利用者登録を行ってください。

利用日が決まったら、茨城県聴覚障害者福祉センターやすらぎに手話通訳・要約筆記依頼書で依頼します。遅くとも利用日の 7 日前までに依頼してください（緊急時を除く）。依頼後、やすらぎから通訳者等の名前や待ち合わせ時間などを連絡します。

■窓口

茨城県立聴覚障害者福祉センターやすらぎ（☎ 248-0029 FAX 247-1369）



3 医療給付

障害のある方が障害を軽減・除去するための医療を受ける際の自己負担を軽減する制度です



自立支援医療

障害のある方が安心して治療を受けることができるよう、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律にもとづき、病院・診療所や薬局で支払う医療費の自己負担分を原則 1 割に軽減するしくみです。

身体に障害のある方を対象とした「更生医療」、障害のあるお子さんを対象にした「育成医療」、精神通院されている方を対象にした「精神通院」の 3 つの種類があります。



自立支援医療（更生医療）



■対象となる方

身体障害者手帳を所持する 18 歳以上の方

■対象となる障害と医療

- 対象となる障害と医療の例は下の表のとおりです。
- 認定された障害（身体障害者手帳に記載された障害）に対応する医療が対象となります。
- これ以外にも給付対象となる場合がありますので、くわしくは窓口にお問合せください。

対象となる障害		標準的な医療の例
視覚障害	白内障	水晶体摘出手術
	網膜剥離	網膜剥離手術
	瞳孔閉鎖	虹彩切除手術
	角膜混濁	角膜移植手術
聴覚障害	鼓膜穿孔	穿孔閉鎖術
	外耳性難聴	形成術
音声機能、言語機能又はそしやく機能障害	外傷性又は手術後に生じる発音構語障害	形成術
	唇顎口蓋裂に起因した音声・言語機能障害を伴う者であって鼻咽喉閉鎖機能不全に対する手術以外に歯科矯正が必要な者	歯科矯正
肢体不自由	麻痺障害	理学療法、作業療法、関節拘縮
	関節硬直	形成術、人工関節置換術
内部機能障害	心臓 先天性疾患	弁口、心房心室中隔に対する手術
	心臓 後天性心疾患	ペースメーカー埋込み手術
	じん臓 じん臓機能障害	人工透析療法、じん臓移植術（抗免疫療法を含む）
	小腸 小腸機能障害	中心静脈療法
	肝臓 肝臓機能障害	肝臓移植術（抗免疫療法を含む）
免疫	HIV による免疫機能障害	抗 HIV 療法、免疫調節療法、その他 HIV 感染症に対する治療、心臓移植後の抗免疫療法

■申請に必要なもの

- マイナンバーのわかるもの
(△個人番号カードなど、本人と同一保険に加入している家族全員分)
- 身体障害者手帳
- 健康保険証（コピー可）(△ 本人と同一保険に加入している家族全員分)
- 自立支援医療（更生医療）意見書（指定医療機関の主として担当する医師記載のもの。
「人工透析療法」については様式が異なります。用紙は窓口にあります）

■自己負担額

- 原則 1 割負担となります。
- 世帯の課税状況により、次のように自己負担上限額が設定されます。

区分対象となる世帯（同じ医療保険に加入している人）		月額負担上限額	
生活保護	生活保護世帯	0 円（自己負担なし）	
低所得 1	市民税非課税世帯で本人（または保護者）の年収が 80 万円以下	2,500 円	
低所得 2	市民税非課税世帯で年収 80 万円超	5,000 円	
中間所得 1	市民税課税世帯で市民税（所得割）3 万 3 千円未満	医療保険の 自己負担限 度額	5,000 円
中間所得 2	市民税課税世帯で市民税（所得割）3 万 3 千円以上 23 万 5 千円未満		10,000 円
一定所得 以上	市民税課税世帯で市民税（所得割）23 万 5 千円以上	対象外 （3 割負担）	20,000 円 ※
△ ※欄は令和 9 年 3 月 31 日までの経過措置です。 「重度かつ継続」とは、①腎臓機能・小腸機能・免疫機能・心臓機能障害（心臓移植後の抗免疫療法に限る）・肝臓の機能障害（肝臓移植後の抗免疫療法に限る）の方②医療保険の高額療養費で多数該当の方が対象となります。			「重度かつ 継続」と認定 される場合

■有効期間

概ね 3 か月間

（ただし、長期にわたって治療を継続しなければならない透析等の場合は 1 年間）

△ 更新手続きには、上記「申請に必要なもの」をご用意ください。

■窓口

障害福祉課



自立支援医療（育成医療）



■対象となる方

身体に障害のある 18 歳未満の児童

■対象となる障害と医療

- 対象となる障害と医療の例は下の表のとおりです。
- これ以外にも給付対象となる場合がありますので、くわしくは窓口にお問合せください。

対象となる障害		標準的な医療の例	
視覚障害		白内障	水晶体摘出手術
聴覚障害		先天性耳奇形	形成術
		高度難聴	人工内耳埋め込み術
言語機能障害		口蓋裂等	形成術
		唇顎口蓋裂に起因した音声・言語機能障害を伴う者であって、鼻咽喉閉鎖機能不全に対する手術以外に歯科矯正が必要な者	歯科矯正
肢体不自由		先天性股関節脱臼，脊椎側彎症，くる病（骨軟化症），義肢装着	関節形成術，関節置換術，切断端等形成術
内部機能障害	心臓	先天性疾患	弁口，心房心室中隔に対する手術
		後天性心疾患	ペースメーカー埋込み手術
	じん臓	じん臓機能障害	人工透析療法，じん臓移植術（抗免疫療法を含む）
	小腸	小腸機能障害	中心静脈療法
	肝臓	肝臓機能障害	肝臓移植術（抗免疫療法を含む）
	免疫	HIV による免疫機能障害	抗 HIV 療法，免疫調節療法，その他 HIV 感染症に対する治療

■申請に必要なもの

- マイナンバーのわかるもの
（△個人番号カードなど、本人と同一保険に加入している家族全員分）
- 健康保険証（コピー可）（△ 本人と同一保険に加入している家族全員分）
- 自立支援医療（育成医療）意見書（指定医療機関の主として担当する医師記載のもの。用紙は窓口にあります）

■自己負担額

- 原則 1 割負担となります。
- 世帯の課税状況により、次のように自己負担上限額が設定されます。

区分対象となる世帯（同じ医療保険に加入している人）		月額負担上限額	
生活保護	生活保護世帯	0 円（自己負担なし）	
低所得 1	市民税非課税世帯で本人（または保護者）の年収が 80 万円以下	2,500 円	
低所得 2	市民税非課税世帯で年収 80 万円超	5,000 円	
中間所得 1	市民税課税世帯で市民税（所得割）3 万 3 千円未満	5,000 円 ※	5,000 円
中間所得 2	市民税課税世帯で市民税（所得割）3 万 3 千円以上 23 万 5 千円未満	10,000 円 ※	10,000 円
一定所得 以上	市民税課税世帯で市民税（所得割）23 万 5 千円以上	対象外 （3 割負担）	20,000 円 ※
⚠ ※欄は令和 9 年 3 月 31 日までの経過措置です。 「重度かつ継続」とは、①腎臓機能・小腸機能・免疫機能・心臓機能障害（心臓移植後の抗免疫療法に限る）・肝臓の機能障害（肝臓移植後の抗免疫療法に限る）の方②医療保険の高額療養費で多数該当の方が対象となります。			「重度かつ継続」と認定される場合

■有効期間

原則 3 か月間（治療内容によっては最長 1 年間）

⚠ 更新手続きには、前ページ「申請に必要なもの」をご用意ください。

■窓口

障害福祉課



自立支援医療（精神通院）

精

■対象となる方

精神疾患（てんかんを含む）の治療のために通院している方

■申請に必要なもの

区分	申請に必要なもの
● 「精神障害者保健福祉手帳」とあわせて申請する場合  ▼ 手帳を「手帳用診断書」で申請 ▼ 手帳を「年金証書」で申請	● 健康保険証（コピーでも可） 〔△ 本人と同一保険に加入している家族全員分〕 ● マイナンバーのわかるもの 〔△ 個人番号カードなど、本人と同一保険に加入している家族全員分〕
● 上記以外の場合（「自立支援医療費用診断書」で申請する場合） 	● 自立支援医療費用診断書 〔指定医療機関発行のもの。様式は窓口にあります。〕 ● 健康保険証（コピーでも可） 〔△ 本人と同一保険に加入している家族全員分〕 ● マイナンバーのわかるもの 〔△ 個人番号カードなど、本人と同一保険に加入している家族全員分〕

■自己負担額

- 原則 1 割負担となります。
- 世帯の課税状況により、次のように自己負担上限額が設定されます。

区分対象となる世帯（同じ健康保険に加入している人）		月額負担上限額	
生活保護	生活保護世帯	0 円（自己負担なし）	
低所得 1	市民税非課税世帯で本人（または保護者）の年収が 80 万円以下	2,500 円	
低所得 2	市民税非課税世帯で年収 80 万円超	5,000 円	
中間所得 1	市民税課税世帯で市民税（所得割）3 万 3 千円未満	医療保険の自己負担限度額	5,000 円
中間所得 2	市民税課税世帯で市民税（所得割）3 万 3 千円以上 23 万 5 千円未満		10,000 円
一定所得以上	市民税課税世帯で市民税（所得割）23 万 5 千円以上	対象外（3 割負担）	20,000 円 ※

△ ※欄は令和 9 年 3 月 31 日までの経過措置です。

「重度かつ継続」とは、①統合失調症、躁うつ病・うつ病、てんかん、認知症等の脳機能障害、薬物関連障害（依存症等）の方②精神医療に一定以上の経験を有する医師が判断した方③医療保険の高額療養費で多数該当の方が対象となります。

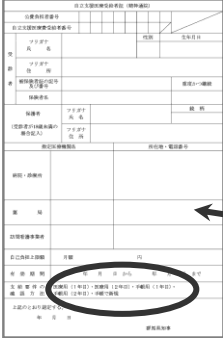
「重度かつ継続」と認定される場合

■有効期間

1 年間

⚠ 毎年再認定申請が必要です。なお、有効期間が切れるまでに再認定申請する場合は、「診断書」の提出は2年に1回となります。

■その他の手続き

手続きが必要な場合	手続きに必要なもの
再認定を受けるとき 	受給者証の有効期間が切れるまでに窓口に「申請書」を提出してください。(3 か月前から申請できます。) ● マイナンバーのわかるもの(個人番号カードなど) ● 現在お持ちの受給者証(自己負担上限額管理票) ● 健康保険証(コピーでも可) ● 診断書(2年に1回提出します) ⚠ 本人と同一保険に加入している家族全員分)
住所・氏名・保険証が変わったとき	● マイナンバーのわかるもの(個人番号カードなど) ● 現在お持ちの受給者証(自己負担上限額管理票) ● 健康保険証(コピー可)(保険証が変わったとき) ⚠ 本人と同一保険に加入している家族全員分)
医療機関または薬局を変更したいとき	● マイナンバーのわかるもの(個人番号カードなど) ● 現在お持ちの受給者証(自己負担上限額管理票)
都道府県間にわたる住所変更をしたとき ⚠ あらかじめ転入先で新規申請手続きをとる必要があります	● マイナンバーのわかるもの(個人番号カードなど) ● 現在お持ちの受給者証(自己負担上限額管理票) ● 健康保険証(コピーでも可) ⚠ 本人と同一保険に加入している家族全員分)
受給者証を紛失・汚損したとき	● マイナンバーのわかるもの(個人番号カードなど) ● 現在お持ちの受給者証(自己負担上限額管理票) (紛失を除く)

■窓口

障害福祉課

重度心身障害者（児）医療費（マル福）

身 知 精

心身に重度の障害のある方（児童を含む）が診療を受けた場合にかかる医療費の自己負担分を支給する制度です。ただし、所得制限があります。

■対象となる方

- 身体障害者手帳 1 級または 2 級を所持している方
- 身体障害者手帳のうち、障害名が「心臓」、「じん臓」、「呼吸器」、「ぼうこう又は直腸」、「小腸」、「ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障害」「肝臓」の 3 級に該当している方
- IQ35 以下と判定された方（療育手帳  または A を所持している方）
- 身体障害者手帳 3 級又は 4 級を所持し、かつ、IQ50 以下と判定された方
- 精神障害者保健福祉手帳 1 級を所持している方
- 障害基礎年金 1 級の受給者
- 特別児童扶養手当 1 級受給対象児童
- 精神障害者保健福祉手帳 2 級を所持し、かつ、身体障害者手帳 3 級又は 4 級を所持している方
- 精神障害者保健福祉手帳 2 級を所持し、かつ、IQ50 以下と判定された方

■窓口

国保年金課（内線 1184）

後期高齢者医療制度

身 知 精

75 歳以上の方と一定の障害があると認定された 65 歳以上の方が加入する高齢者のための医療保険制度です。病院・診療所や薬局で支払う医療費の自己負担分を原則 1 割（一定以上の所得のある方は 2 割、現役並み所得者は 3 割）に軽減するしくみです。

■対象となる方

- 75 歳以上の方
- 広域連合の認定を受けた次の障害がある 65 歳以上 75 歳未満の方
 - ▼ 障害年金 1 級および 2 級
 - ▼ 精神障害者保健福祉手帳 1 級および 2 級
 - ▼ 療育手帳  および A
 - ▼ 身体障害者手帳 3 級以上および 4 級の次の 4 つの障害
 - 音声言語機能の著しい障害
 - 両下肢のすべての指を欠く
 - 下肢の下腿 1/2 以上欠く
 - 下肢の機能の著しい障害

■窓口

国保年金課（内線 1184）



4 補装具・日常生活用具

身体機能を補う補装具・日常生活用具の購入費等を助成します



補装具

身 難

障害のある方の身体機能を補い、日常生活を円滑に送るために必要な用具の購入や修理、借受けに要した費用について、補装具費を支給します。

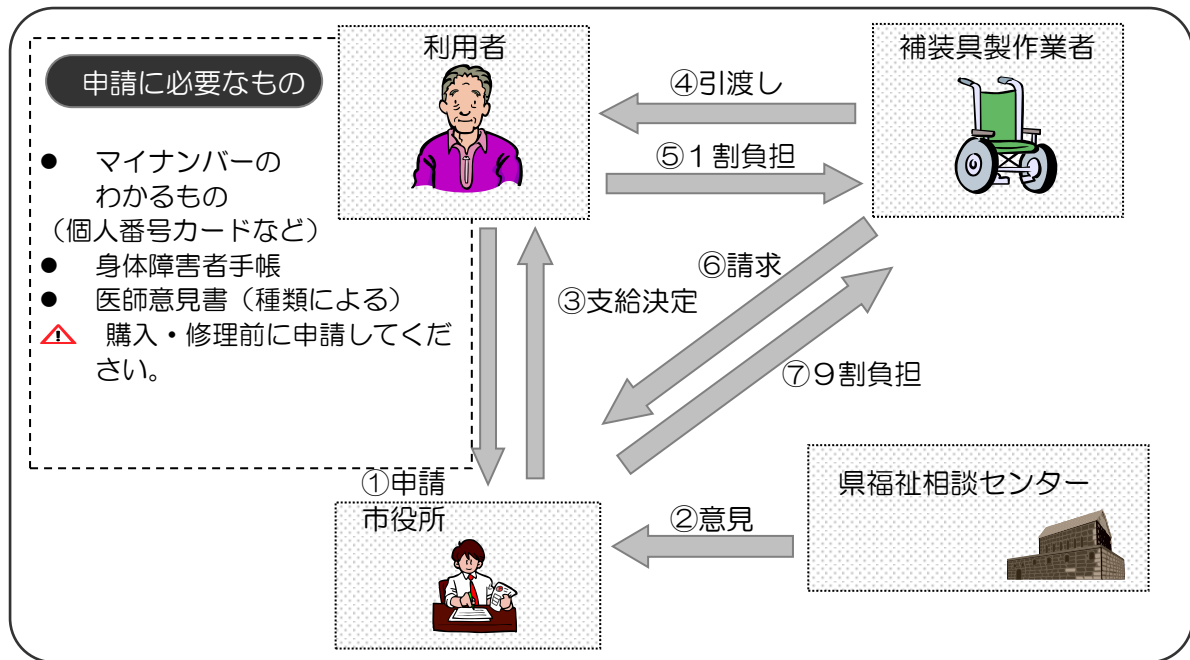
■対象となる方

- ・身体障害者手帳を持っている方
- ・障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令第1条に基づき厚生労働大臣が定める特殊の疾病（369疾病）の方
- ⚠ 介護保険の認定を受けている方は、原則として介護保険による貸与が優先します。
- ⚠ 手帳に記載された障害に対応する補装具が対象となります。
- ⚠ 世帯の中に市民税所得割額が46万円以上の方がいる場合は対象になりません。
（なお、18歳以上の障害者の「世帯」の範囲は、「本人及び同一世帯に属する配偶者」です。）
- ⚠ 購入が原則となりますが、特定の種目の補装具については借受けが適当と認められた場合に限り、借受けに要する費用が支給されます。

■補装具の種類

障 害 名	種 類
肢体不自由	義手、義足、装具、姿勢保持装置、車いす、電動車いす、歩行器、歩行補助つえ（一本杖を除く）、重度障害者用意思伝達装置（言語障害を併せ持つ者）、座位保持いす、起立保持具、排便補助具（障害児に限る）
視覚障害	視覚障害者安全つえ、義眼、眼鏡
聴覚障害	補聴器、人工内耳（人工内耳用音声信号処理装置の修理に限る）

■手続き



■自己負担額

- 原則1割負担となります。
- 世帯の課税状況により、次のように自己負担上限月額が設定されます。

区 分		自己負担上限月額
生活保護	生活保護受給世帯	0円 (自己負担なし)
低所得	市民税非課税世帯	0円 (自己負担なし)
一般	市民税課税世帯 (所得割 46万円未満)	37,200円

- 補装具ごとに基準額が設けられています。基準額を超えた分は自己負担となります。

■窓口

障害福祉課



軽度・中等度難聴児の補聴器購入費助成

身体障害者手帳の交付対象とならない軽度・中等度難聴児の言語訓練及び生活適応訓練の促進に寄与することを目的とし、補聴器購入費助成をしています。

■対象となる児童

次の①、②のいずれかに該当し、かつ、③～⑤のすべてを満たす方

- ① 両耳の聴力が 30 デシベル以上 70 デシベル未満である方
- ② 片耳の聴力レベルが 70 デシベル以上であって、かつ、他方の耳の聴力レベルが 70 デシベル未満の方(片耳の聴力レベルが 90 デシベル以上であって、かつ、他方の耳の聴力レベルが 50 デシベル以上の方又は両耳による普通話声の最良の語音明瞭度が 50 パーセント以下の方を除く。)
- ③ 市に住民登録のある 18 歳未満の方
- ④ 補聴器又は補聴補助システムを装用することで、言語の習得等において一定の効果が期待できる方
- ⑤ 同一世帯内に市民税所得割額 46 万円以上の方がいない方

■助成対象費用

- 下表の補聴器の新規購入費用
- 本制度によって購入した補聴器のイヤモールド交換および耐用年数を経過した補聴器の買い替え費用
- ⚠補聴器の修理は対象になりません。

■助成額

下表の基準額を上限として、購入費用の 3 分の 2 を助成します。

補聴器の種類	基準額	耐用年数
軽度・中等度難聴用ポケット型	45,792 円	5 年
軽度・中等度難聴用耳掛け型	56,074 円	
高度難聴用ポケット型	45,792 円	
高度難聴用耳掛け型	56,074 円	
重度難聴用ポケット型	68,688 円	
重度難聴用耳掛け型	80,878 円	
耳あな型（レディメイド）	101,760 円	
耳あな型（オーダーメイド）	145,220 円	
補聴援助システム受信機	90,100 円	
補聴援助システム送信機	103,880 円	
イヤモールド	9,540 円	
オーディオシュー	5,300 円	

■申請手続きに必要なもの

- 医師意見書（用紙は窓口にあります）
- 見積書
- ⚠ 購入後の申請はできませんので、必ず購入前に申請をしてください。
- ⚠ ひたちなか市に課税情報のない方は、課税情報のある市区町村で発行された「課税証明書」の提出が必要となる場合があります。

日常生活用具

自力で日常生活を営むことが困難な重度の障害のある方について、日常生活を円滑にするための各種用具を給付しています。



身体障害者・知的障害者・難病患者について

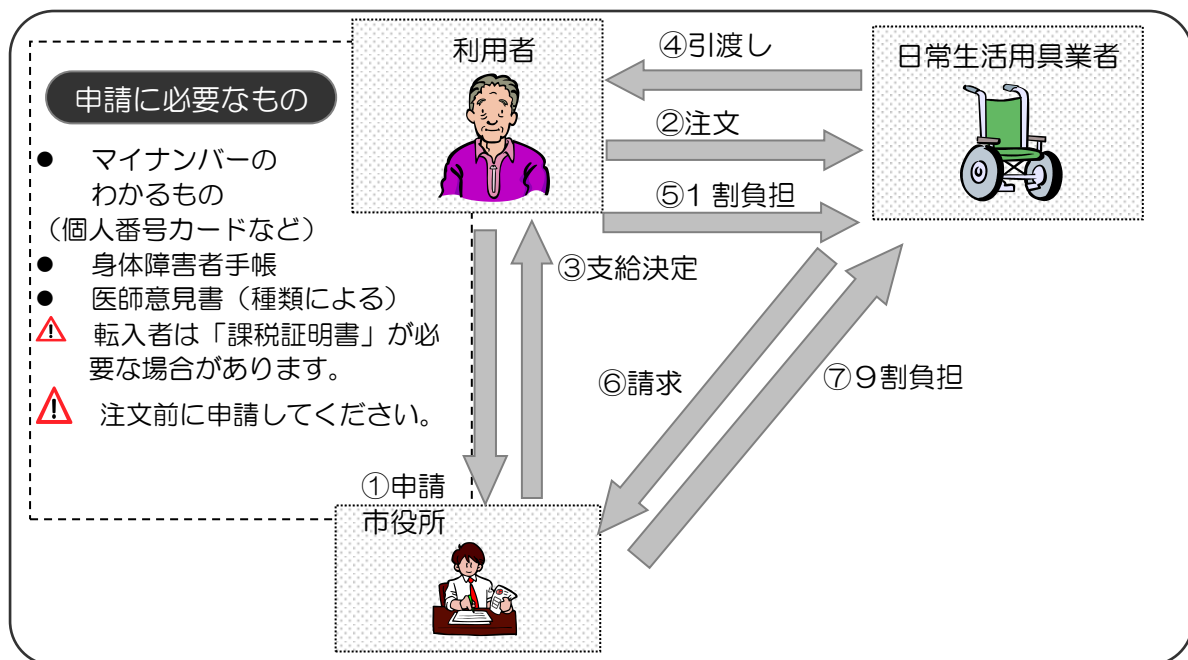
身 知 難

■対象となる方

- 身体障害者手帳の交付を受けている方で、給付種目ごとの要件に該当する方
- 療育手帳の交付を受けている方で、給付種目ごとの要件に該当する方
- 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令第 1 条に基づき厚生労働大臣が定める特殊の疾病（369 疾病）の方で、給付種目ごとの要件に該当する方

⚠ 介護保険の認定を受けている場合で、介護保険による貸与・給付ができるときは、原則として介護保険が優先します。

■手続き



■自己負担額

- 世帯の課税状況により自己負担額が設定されます（原則 1 割）。
- 世帯の課税状況により自己負担上限月額が設定されます。
- 用具ごとに基準額が設けられています。基準額を超えた分は自己負担となります。

■窓口

障害福祉課

■ 日常生活用具の種目及び対象者

種目	対象者	性能等	基準額（円）	耐用年数
特殊寝台	次のいずれかに該当するもの (1) 下肢又は体幹機能障害2級以上で原則として学齢児以上の者 (2) 難病患者であって、寝たきりの状態にあるもの	腕、脚等の訓練ができる器具を備え、原則として使用者の頭部及び脚部の傾斜角度を個別に調整できる機能を有するもの	154,000	8
特殊マット	次のいずれかに該当するもの (1) 最重度又は重度の知的障害者であって、常時介護を要するもの (2) 下肢又は体幹機能障害2級以上で常時介護を要する者 (3) 難病患者であって、寝たきりの状態にあるもの	褥瘡の防止又は失禁等による汚染若しくは損耗を防止できる機能を有するもの	39,200	5
特殊尿器	次のいずれかに該当するもの (1) 下肢又は体幹機能障害1級の常時介護を要する者であって、原則として学齢児以上のもの (2) 難病患者であって、自力で排尿できないもの	尿を自動的に吸引するものであって、障害者等又は介護者が容易に使用できるもの	67,000	5
入浴担架	下肢又は体幹機能障害2級以上で原則として3歳以上の者(入浴に当たり家族等他人の介助を要する者に限る。)	障害者等を担架に乗せたままリフト装置により入浴させることができるもの	82,400	5
体位変換器	次のいずれかに該当するもの (1) 下肢又は体幹機能障害2級以上の者(下着交換等に当たり家族等他人の介助を要する者に限る。) (2) 難病患者であって、寝たきりの状態にあるもの	介助者が障害者等の体位を変換させるのに容易に使用できるもの	15,000	5
移動用リフト	次のいずれかに該当するもの (1) 下肢又は体幹機能障害2級以上で原則として3歳以上の者 (2) 難病患者であって、下肢又は体幹機能に障害があるもの	介助者が障害者等を移動させるのに容易に使用できるもの(天井走行型その他住宅改修を伴うものを除く。)	159,000	4
訓練いす	下肢又は体幹機能障害2級以上で原則として3歳以上の者	原則として付属のテーブルを設置できるもの	33,100	5
訓練用ベッド	次のいずれかに該当するもの (1) 下肢又は体幹機能障害2級以上で原則として3歳以上の者 (2) 難病患者であって、下肢又は体幹機能に障害があるもの	腕又は脚の訓練ができる器具を備えたもの	159,200	8

④ 補装具・日常生活用具

種目	対象者	性能等	基準額（円）	耐用年数
入浴補助用具	次のいずれかに該当するもの （１） 下肢又は体幹機能障害を有し入浴に介助を要する者 （２） 難病患者であって、入浴に介助を要するもの	入浴時の移動、座位の保持、浴槽への入水等を補助でき、障害者等又は介助者が容易に使用できるもの（住宅改修を伴うものを除く。）	90,000	8
腰掛便器	次のいずれかに該当するもの （１） 下肢又は体幹機能障害２級以上で原則として学齢児以上の者 （２） 難病患者であって、常時介護を要するもの	ポータブルトイレ又は補高便座等（和式便器の上に置いて腰掛式に変換するもの又は洋式便器の上に置いて高さを補うもの若しくは洋式便器の上に置いて排泄時の座位保持を補助するものをいう。）であって、障害者等が容易に使用できるもの（住宅改修を伴うものを除く）	23,100	8
特殊便器	次のいずれかに該当するもの （１） 最重度又は重度の知的障害者であって、自らの排便後の処理が困難なもの （２） 上肢機能障害２級以上で原則として学齢児以上の者 （３） 難病患者であって、上肢機能に障害のあるもの	スイッチ、足踏ペダル等により温水温風を出すことができるもの（住宅改修を伴うものを除く。）	151,200	8
移動・移乗支援用具	次のいずれかに該当するもの （１） 平衡機能又は下肢機能障害若しくは体幹機能障害を有し、家庭内の移動等において介助を要する者であって原則として３歳以上のもの （２） 難病患者であって、下肢機能に障害のあるもの	転倒防止、立ち上がり動作補助、移乗動作の補助、段差解消等の性能を有する手すり、スロープ等であって、必要な強度と安全性を有するもの（住宅改修を伴うものを除く。）	60,000	8
火災警報器	次のいずれかに該当し、火災発生の感知及び避難が著しく困難な障害者等のみの世帯及びこれに準ずる世帯に属する者 （１） 最重度又は重度の知的障害者 （２） 身体障害者手帳２級以上の者	室内の火災を煙又は熱により感知し、音又は光を発し屋外にも警報ブザーで知らせるもの	15,500	8
自動消火器	次のいずれかに該当し、火災発生の感知及び避難が著しく困難な障害者等のみの世帯及びこれに準ずる世帯に属する者 （１） 最重度又は重度の知的障害者 （２） 身体障害者手帳２級以上の者 （３） 難病患者	室内温度の異常上昇又は炎との接触により自動的に消火液を噴射し、初期火災を消火できるもの	28,700	8

④ 補装具・日常生活用具

種目	対象者	性能等	基準額（円）	耐用年数
電磁調理器	次のいずれかに該当するもの (1) 最重度又は重度の知的障害者であって原則として18歳以上の者 (2) 視覚障害2級以上で視覚障害者のみの世帯及びこれに準ずる世帯に属する者	障害者等が容易に使用できるもの	41,000	6
歩行時間延長信号機用小型送信機	視覚障害2級以上で原則として学齢児以上の者	視覚障害者が容易に使用できるもの	7,000	10
聴覚障害者用屋内信号装置	聴覚障害2級で聴覚障害者のみの世帯又はこれに準ずる世帯に属し、日常生活上必要と認められる者	音、声音等を視覚、触覚等により知覚できるもの（サウンドマスター、聴覚障害者用目覚時計、聴覚障害者用屋内信号灯を含む。）	87,400	10
透析液加温器	じん臓機能障害3級以上かつ自己連続携行式腹膜灌流法（CAPD）による透析療法を行う者であって、原則として3歳以上のもの	透析液を加温し、一定温度に保つことができるもの	51,500	5
ネブライザー（吸入器）	次のいずれかに該当するもの (1) 呼吸器機能障害、喉頭機能障害又は重度肢体不自由である障害者等であって、呼吸器機能又は喉頭機能が著しく低下し医師が必要と認めるもの（電気式たん吸引器との両用器の給付を受けてから耐用年数の期間内にある者を除く。） (2) 難病患者であって、呼吸器機能又は喉頭機能に障害のあるもの	障害者等が容易に使用できるもの	36,000 （電気式たん吸引器との両用器の場合にあっては、72,450）	5
電気式たん吸引器	次のいずれかに該当するもの (1) 呼吸器機能障害、喉頭機能障害又は重度肢体不自由である障害者等であって、呼吸器機能又は喉頭機能が著しく低下し医師が必要と認めるもの（電気式たん吸引器との両用器の給付を受けてから耐用年数の期間内にある者を除く。） (2) 難病患者であって、呼吸器機能又は喉頭機能に障害のあるもの	障害者等が容易に使用できるもの	56,400 （ネブライザーとの両用器の場合にあっては、72,450）	5
酸素ボンベ運搬車	医療保険における在宅酸素療法を行う者	障害者等が容易に使用できるもの	17,000	10

④ 補装具・日常生活用具

種目	対象者	性能等	基準額（円）	耐用年数
発電機又は蓄電池	次のいずれかに該当するもの。ただし、同一給付対象者への給付は1回に限る。 （１） 呼吸器機能障害、喉頭機能障害又は重度肢体不自由である障害者等であって、人工呼吸器、ネブライザー又は電気式たん吸引器（両用器を含む）を使用している者 （２） 難病患者であって、呼吸器機能又は喉頭機能に障害があり、人工呼吸器、ネブライザー又は電気式たん吸引器（両用器を含む）を使用している者	人工呼吸器、ネブライザー又は電気式たん吸引器（両用器を含む）を維持するためのものであって、障害者等が容易に使用できるもの	100,000	—
動脈血中酸素飽和度測定器（パルスオキシメーター）	次のいずれかに該当するもの （１） 呼吸器機能又は心臓機能障害３級以上の者であって、人工呼吸器の装着が必要なものの （２） 難病患者であって、呼吸器機能又は心臓機能に障害があり、かつ、人工呼吸器の装着が必要なもの	呼吸状態を継続的にモニタリングすることが可能な機能を有し、障害者等が容易に使用できるもの	157,500	5
視覚障害者用体温計（音声式）	視覚障害２級以上で視覚障害者のみの世帯又はこれに準ずる世帯に属する者	視覚障害者が容易に使用できるもの	9,000	5
視覚障害者用体重計（音声式）	視覚障害２級以上で視覚障害者のみの世帯又はこれに準ずる世帯に属する者	視覚障害者が容易に使用できるもの	18,000	5
視覚障害者用血圧計（音声式）	視覚障害２級以上で視覚障害者のみの世帯又はこれに準ずる世帯に属する者	視覚障害者が容易に使用できるもの	15,430	5
携帯用会話補助装置	音声・言語機能障害者又は発声・発語に著しい障害を有する者であって、原則として学齢児以上のもの	携帯式で、言葉を音声又は文章に変換する機能を有し、障害者等が容易に使用できるもの	98,800	5
上肢障害者用情報・通信支援用具	上肢障害２級以上で原則として学齢児以上の者	上肢障害者向けのパーソナルコンピュータ周辺機器、アプリケーションソフト等であって、上肢障害者が容易に使用できるもの	100,000	5
視覚障害者用情報・通信支援用具	視覚障害２級以上で原則として学齢児以上の者	視覚障害者向けのパーソナルコンピュータ周辺機器、アプリケーションソフト等であって、視覚障害者が容易に使用できるもの	100,000	5
点字ディスプレイ	視覚障害２級以上で原則として学齢児以上の者	文字等のコンピュータの画面情報を点字等により示すことができるもの	300,000	6
点字タイプライター	視覚障害２級以上の者	視覚障害者が容易に使用できるもの	63,100	5

④ 補装具・日常生活用具

種目	対象者	性能等	基準額（円）	耐用年数
視覚障害者用ポータブルレコーダー	視覚障害２級以上で原則として学齢児以上の者	音声等により操作ボタンを知覚し又は認識することができ、かつ、ＤＡＩＳＹ方式による録音及び当該方式により記録された図書の再生が可能な製品又はＤＡＩＳＹ方式により記録された図書の再生が可能な製品であって、視覚障害者が容易に使用できるもの	録音再生機 85,000 再生専用機 48,000	6
視覚障害者用情報受信装置（地上デジタル放送対応ラジオ）	視覚障害２級以上で原則として学齢児以上の者	テレビ音声及びＡＭ放送・ＦＭ放送を受信する機能を有し、かつ、災害時の緊急放送を受信するものであって、視覚障害者が容易に使用できるもの	29,000	6
視覚障害者用物品識別装置	視覚障害２級以上で原則として学齢児以上の者	記録媒体に読み取り機をかざすことであらかじめ録音した音声を聞き取ることができるものであって、視覚障害者が容易に使用し得るもの	59,800	6
視覚障害者用携帯型歩行支援装置	視覚障害２級以上で原則として学齢児以上の者	視覚に障害を有する者の歩行に必要な地図情報及び位置情報の入手を容易にする製品であって、点字、凸線等により操作ボタンが知覚でき、かつ、人工衛星を利用した情報通信ネットワーク等を通じて位置情報を受信する機能及び触覚や音声信号のみにより情報を確認できる機能を有するもの	126,000	6
視覚障害者用活字文書読み上げ装置	視覚障害２級以上で原則として学齢児以上の者	文字情報と同一紙面上に記載された当該文字情報を暗号化した情報を読み取り、音声記号に変換して出力する機能を有するものであって、視覚障害者が容易に使用できるもの	99,800	6
視覚障害者用拡大読書器（暗所視支援眼鏡を含む。）	本装置により文字等を拡大し、明瞭にし、又は音声に変換することで情報を得ることが可能になる視覚障害者（暗所視支援眼鏡にあっては、網膜色素変性症等の疾患により、視野狭窄、夜盲症等の症状があるものに限る。）であって、原則として学齢児以上のもの	画像入力装置により、見たいものを拡大し、若しくは明瞭にして映し出し、又は音声に変換して出力することができるもの	198,000	8
視覚障害者用時計	視覚障害２級以上で原則として学齢児以上の者	視覚障害者が容易に使用できるもの	触読式10,300 音声式13,300	10
聴覚障害者用通信装置	聴覚又は音声若しくは言語機能に著しい障害を有し、コミュニケーション、緊急連絡等の手段として必要と認められる者であって、原則として学齢児以上のもの	一般の電話に接続することができ、音声の代わりに文字等により通信が可能な機器であって、障害者等が容易に使用できるもの	71,000	5

④ 補装具・日常生活用具

種目	対象者	性能等	基準額（円）	耐用年数
聴覚障害者用情報受信装置	本装置によりテレビの視聴が可能になる聴覚障害者	字幕及び手話通訳付きの聴覚障害者用番組並びにテレビ番組に字幕及び手話通訳の映像を合成したものを画面に出力する機能を有し、かつ、災害時の聴覚障害者向け緊急信号を受信するものであって、聴覚障害者が容易に使用できるもの	88,900	6
点字図書	主に情報の入手を点字によっている視覚障害者	点字により作成された図書	—	—
頭部保護帽	てんかんの発作等により頻繁に転倒するおそれがある身体障害者又は知的障害者	転倒の衝撃から頭部を保護できるもの	37,900	3
Ｔ字状・棒状の杖	平衡機能又は下肢機能障害若しくは体幹機能障害を有する者	一本杖で十分な強度を有するもの	4,700	—
点字器	視覚障害者	視覚障害者が容易に使用できるもの	10,800	7
人工喉頭	音声機能障害又は言語機能障害を有し、無喉頭、発声筋麻痺等により音声を発することが困難な者	(1) 電動式	72,200	5
		(2) 笛式	8,400	4
		(3) 押込型用人工鼻	25,000	—
人工内耳用電池	聴覚障害者で、人工内耳を装着している者	(1) 使い切り電池（充電池及び充電器との併給はできない）	2,500	—
		(2) 充電池（使い切り電池との併給はできない）	21,600	3
		(3) 充電器（使い切り電池との併給はできない）	26,000	3
ストーマ用装具（洗腸用具を含む。）	直腸機能障害又はぼうこう機能障害を有する者であって、人工肛門又は人工ぼうこうを造設しているもの	障害者等が容易に使用できるもの（ストーマの維持管理に必要な付属消耗品を含む。）	消化器系ストーマ用装具 8,900 尿路系ストーマ用装具 11,700	—
紙おむつ	次のいずれかに該当し、医師が必要と認める者であって、3歳以上のもの (1) ストーマの変形又はストーマ周辺の著しいびらんのためにストーマ用装具を装着できない者 (2) 先天性疾患（先天性鎖肛を除く。）に起因する神経障害による高度の排便機能障害又は高度の排尿機能障害を有する者 (3) 先天性鎖肛に対する肛門形成術に起因する高度の排便機能障害を有する者 (4) 乳幼児期以前に発現した非進行性の脳病変等による運動機能障害を有し、かつ、排尿又は排便の意思表示が困難な者	障害者等が容易に使用できるもの（使用にあたり清潔保持に必要な消耗品を含む。）	12,360	—

④ 補装具・日常生活用具

種目	対象者	性能等	基準額（円）	耐用年数
収尿器	ぼうこう機能障害者	採尿器と蓄尿袋で構成され、尿の逆流防止装置がついているもの	8,930	1

種目	対象者	性能等	基準額
小規模改修（居宅生活動作補助用具）	（１） 下肢又は体幹機能障害３級以上の者（特殊便器への取替えをする場合にあっては、上肢障害２級以上の者に限る。） （２） 難病患者であって、下肢機能障害又は体幹機能障害を有するもの	障害者等の移動等を円滑にするための住宅改修及び用具の設置	200,000
中規模改修（居宅生活動作補助用具）	下肢又は体幹機能障害２級以上の者又は知的障害の程度が最重度である者	障害者等の移動等を円滑にするための住宅改修及び用具の設置	500,000

（注）

- 人工内耳用電池（使い切り電池に限る）、ストーマ用装具、紙おむつ及び押込型用人工鼻の基準額は、１月分の額とする。
- 乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障害の場合は、表中の上肢、下肢又は体幹機能障害に準じて取り扱うものとする。



小児慢性特定疾病児について

■対象となる方

小児慢性特定疾病にかかっている児童

⚠ 他の制度で給付対象となっている場合は、その制度による給付が優先します。

■自己負担額

● 世帯の課税状況により自己負担額が設定されます。

● 上記のほか、用具ごとに基準額が設けられています。基準額を超えた分は自己負担となります。

⚠ 課税状況に応じて全額自己負担になる可能性があります。

■申請に必要なもの

● 小児慢性特定疾病医療受給者証

⚠ ひたちなか市に課税情報のない方は、課税情報のある市区町村で発行された「課税証明書」の提出が必要な場合があります。

⚠ 購入前に申請してください。

■窓口

障害福祉課

■ 日常生活用具の種目及び対象者（小児慢性特定疾病児）

種目	対象者	性能	基準額（円）
便器	常時介助を要する者	小児慢性特定疾病児が容易に使用できるもので、手すりをつけることができるもの	4,900
特殊便器	上肢機能に障害のある者	スイッチ、足踏ペダルにより温水温風を出すことができるもの。ただし、取替えに当たり住宅改修を伴うものを除く。	166,320
特殊尿器	自力で排尿できない者	尿が自動的に吸引するもので小児慢性特定疾病児又は介助者が容易に使用し得るもの	73,700
特殊マット	寝たきりの状態にある者	褥瘡の防止又は失禁等による汚染又は損耗を防止できる機能を有するもの	21,560
特殊寝台	寝たきりの状態にある者	腕、脚等の訓練のできる器具を備え、原則として使用者の頭部及び脚部の傾斜角度を個別に調整できる機能を有するもの	169,400
体位変換器	寝たきりの状態にある者	介助者が小児慢性特定疾病児の体位を変換させるのに容易に使用し得るもの	16,500
歩行支援用具	下肢が不自由な者	おおむね次のような性能を有する手すり、スロープ、歩行器等であること。 （１）小児慢性特定疾病児の身体機能の状態を十分踏まえたものであって、必要な強度と安定性を有すること （２）転倒予防、立ち上がり動作の補助、移乗動作の補助、段差解消等の性能を有すること	66,000
車いす	下肢が不自由な者	小児慢性特定疾病児の身体機能を十分踏まえたものであって、必要な強度と安定性を有するもの	77,440
入浴補助用具	入浴に介助を要する者	入浴時の移動、座位の保持、浴槽への入水等を補助でき、小児慢性特定疾病児又は介助者が容易に使用できるもの	99,000
頭部保護帽	発作等により頻繁に転倒する者	転倒の衝撃から頭部を保護できるもの	13,380
電気式たん吸引器	呼吸器機能に障害のある者	小児慢性特定疾病児又は介助者が容易に使用できるもの	62,040
ネブライザー（吸入器）	呼吸器機能に障害のある者	小児慢性特定疾病児又は介助者が容易に使用できるもの	39,600
パルスオキシメーター	人工呼吸器の装着が必要な者	呼吸状態を継続的にモニタリングすることが可能な機能を有し、介助者等が容易に使用できるもの	173,250
クールベスト	体温調節が著しく難しい者	疾病の症状に合わせて体温調節のできるもの	22,000
紫外線カットクリーム	紫外線に対する防御機能が著しく欠けているため、がんや神経障害を起こす可能性がある者	紫外線を遮断できるもの	41,580
ストーマ装具（消化器系）	人工肛門を造設した者	児童等又は介助者が容易に使用できるもの	113,520
ストーマ装具（尿路系）	人工膀胱を造設した者	児童等又は介助者が容易に使用できるもの	149,160
人口鼻	人工呼吸器の装着又は気管切開が必要な者	児童等又は介助者が容易に使用できるもの	128,700



5 年金・手当その他の助成制度

障害のある方を対象とした年金・手当その他の助成制度があります

障害年金

身 知 精

病気やけがによって日常生活や就労が困難になった場合に、障害の程度に応じて年金が支給されます。

■支給条件

病気やけがにより障害の状態になった方で、次の要件をすべて満たす方

区 分	要 件
年金加入中の 障害に基づく 場合	▼ 初診日時点で年金に加入していること （または、加入者であった 60 歳から 65 歳の方で、国民年金の繰上げ受給をしていないこと） ▼ 保険料を一定期間（全期間の3分の2以上）支払っていること （または、初診日の属する月の前々月までの直近 1 年間の未納がないこと） ▼ 障害認定日に障害年金という障害の程度に該当していること
20 歳前の障害 に基づく場合	▼ 20 歳の誕生日前に初診日がある病気・けがのために障害の状態になった方が、20 歳に達したとき ▼ 障害年金という障害の程度に該当していること ▼ 本人の前年度の所得が限度額を超えないこと

⚠ 「障害年金という障害の程度」は、身体障害者手帳の等級とは異なります。

⚠ 「障害認定日」とは、初診日から 1 年 6 か月経過したとき、または症状が固定したときをいいます。

■年金額（令和 6 年度）

等級	国民年金（障害基礎年金）	厚生年金（障害厚生年金）
1 級	1,020,000 円＋子の加算額	（報酬比例の年金額）× 1.25＋（配偶者の加給年金額）
2 級	816,000 円＋子の加算額	（報酬比例の年金額）＋（配偶者の加給年金額）
3 級	—	（報酬比例の年金額）最低保証額 612,000 円

■窓口

国民年金：国保年金課（内線 1185）

厚生年金：水戸北年金事務所（☎ 231-2283）

➡ 来庁する際は、病気やけがの初診日を確認し、年金手帳を持参してください。



特別児童扶養手当

身 知 精 難

精神、知的又は身体障害等のある 20 歳未満の児童の福祉の増進を図ることを目的として、児童の父母または養育者に対して支給される手当制度です。

■対象となる児童の障害の程度の目安

1 級（重度障害）	2 級（中度障害）
● 身体障害者手帳 1・2 級または同程度の障害がある方 ● 療育手帳の判定が㉠・A 以上または同程度の精神障害がある方 ● 血液、肝臓等の疾病があり日常生活において常時介護を必要とする程度の障害がある方	● 身体障害者手帳 3 級以上または同程度の障害がある方 ● 療育手帳の判定が B 以上または同程度の精神障害がある方 ● 血液、肝臓等の疾病があり日常生活に著しい制限を必要とする程度の障害がある方

⚠ 次の場合は支給対象となりませんのでご注意ください。

- 受給資格者（請求者）、その配偶者または扶養義務者の所得が一定以上ある場合
- 対象児童が児童福祉施設等（保育所・通園施設等を除く）に入所している場合
- 対象児童が障害による公的年金を受給している場合
- 受給資格者（請求者）および対象児童が日本国内に住所を有しない場合

■手当額（令和 6 年度）

種別	金額
1 級手当（重度障害）	月額 55,350 円
2 級手当（中度障害）	月額 36,860 円

⚠ 手当額は、毎年見直しが行われます。

■手続きに必要なもの

- 手当認定診断書（交付日から 2 か月以内のもの）
- 障害者手帳
- マイナンバーのわかるもの（個人番号カードなど）
- 請求者（保護者）の金融機関口座の通帳
- 請求者（保護者）と対象児童を含む戸籍謄本（交付日から 1 か月以内のもの）

※身体障害者手帳 1 級～3 級（ただし内部障害は除く）、療育手帳㉠、A をお持ちの方は、診断書が省略できる場合があります。

⚠ 世帯状況等により、その他の書類が必要な場合があります。

■窓口

障害福祉課



ひたちなか市特別児童福祉手当

身 知 精

市内に居住し、心身に障害のある 20 歳未満の在宅児童の保護者の方に対し、支給される手当制度です。

■対象となる児童の障害の程度の目安（いずれかに該当）

- 身体障害者手帳 3 級以上の方
- 療育手帳の判定が B 以上の方
- 特別児童扶養手当に該当する程度の障害のある方

■受給できる方（すべてに該当）

- 本市に居住している方
- 障害児童が入院・入所していない方
- 障害児福祉手当を受給していない方

■手当額

月額 5,000 円

■手続きに必要なもの

- 障害者手帳
- 振込先の分かるもの（保護者の方の名義）

■窓口

障害福祉課



障害児福祉手当

身 知 精 難

日常生活において、常時特別な介護が必要である重度障害児（20 歳未満）に対し、支給される手当制度です。

（注 1）この手当には、所得制限があります。

（注 2）申請後に審査があり、必ずしも認定になるとは限りません。

■対象となる児童の障害の程度を目安（いずれかに該当）

- 身体障害者手帳の障害等級が 1 級もしくは療育手帳の障害程度が A である児童、または同程度の障害を有する児童
- 精神の障害または上記以外の障害や疾病等で、常時介護が必要な児童

■受給できる方（すべてに該当）

- 申請日現在、20 歳未満である方
- 施設に入所していない方
- 障害を支給事由とするほかの公的年金等を受給していない方
- 毎年の所得が基準額以下である方
- ひたちなか市特別児童福祉手当を受給していない方

■手当額（令和 6 年度）

月額 15,690 円

⚠ 手当額は、毎年見直しが行われます。

■手続きに必要なもの

- マイナンバーのわかるもの（個人番号カードなど）
- 手当認定診断書
- 障害者手帳（所持者の場合）
- 振込先の分かるもの（本人名義）

■窓口

障害福祉課



特別障害者手当

身 知 精 難

心身に重度の障害があり、日常生活において常時特別の介護を必要とする 20 歳以上の方に対して支給される手当です。

(注 1) この手当には、所得制限があります。

(注 2) 申請後に審査があり、必ずしも認定になるとは限りません。

■対象となる障害の程度を目安（いずれかに該当）

- 障害基礎年金 1 級程度の障害が重複している場合
- 障害基礎年金 1 級程度の障害が 1 つで、同 2 級程度の障害も 2 つ以上重複している場合
- 障害基礎年金 1 級程度の障害が 1 つで、絶対安静及び常時介護が必要な状態の場合

■受給できる方（すべてに該当）

- 申請日現在、20 歳以上である方
- 特別養護老人ホーム、障害福祉施設等に入所していない方
- 病院、老人保健施設等に 3 箇月以上継続入院していない方
- 毎年の所得が基準額以下である方

■手当額（令和 6 年度）

月額 28,840 円

⚠ 手当額は、毎年見直しが行われます。

■手続きに必要なもの

- マイナンバーのわかるもの（個人番号カードなど）
- 所定の診断書（窓口にあります）
- 障害者手帳（所持者の場合）
- 年金受給者の場合は年金証書など年金を受給していることがわかるもの
- 本人の金融機関口座の通帳など口座番号がわかるもの

⚠ 各種障害者手帳をお持ちで無くとも申請は可能です。

■窓口

障害福祉課

難病患者等見舞金

難

指定難病や小児慢性特定疾病などのために医療を受けている方に対し、見舞金を支給します。

■対象となる方

- 4月1日現在においてひたちなか市の「住民基本台帳」に登録され、かつ、茨城県が発行する①～③のいずれかの証書をお持ちの方

- ① 「指定難病特定医療費受給者証」または「一般特定疾患医療受給者証」
- ② 「小児慢性特定疾病医療受給者証」
- ③ 「先天性血液凝固因子障害等医療受給者証」

■支給額

年額 20,000 円

■申請期間

7月1日～翌3月31日（土日祝日除く）

■手続きに必要なもの

- 茨城県が発行する①～③のいずれかの証書のコピー
 - ① 「指定難病特定医療費受給者証」または「一般特定疾患医療受給者証」
 - ② 「小児慢性特定疾病医療受給者証」
 - ③ 「先天性血液凝固因子障害等医療受給者証」
- 申請者名義の金融機関の口座の通帳など口座番号がわかるもの
- 身分証明書（申請者が保護者の場合）

■窓口

障害福祉課

ねたきり身体障害者介護慰労金

身 知

65 歳未満で介護保険に該当せず身体障害者手帳 1・2 級又は療育手帳 ㊤を所持し、常時特別な介護が必要な在宅ねたきり障害者を介護している方に対して慰労金を支給します。支給を受けるには申請が必要です。

■対象となる方

65 歳未満で介護保険に該当せず身体障害者手帳 1・2 級又は療育手帳 ㊤を所持し、常時特別な介護が必要な在宅ねたきり障害者を介護している方

⚠ 障害者と介護者が市内在住で、市民税非課税世帯に属する方に限ります。毎年 7 月 31 日現在の状況で判断します。

■支給額

36,000 円

■申請期間

8 月 1 日～8 月 31 日（土日祝日除く）

■手続きに必要なもの

● 身体障害者手帳または療育手帳

⚠ 介護保険の要介護認定 3・4・5 に該当する方、または 65 歳以上の方は、別の介護慰労金の対象となります。詳しくは高齢福祉課（内線 7231～7233）へお問合せください。

⚠ ひたちなか市に課税情報のない方については、課税情報のある市区町村で発行された「課税証明書」の提出が必要となる場合があります。

■窓口

障害福祉課

合理的配慮推進事業補助金

誰もが安心して暮らせる共生のまちづくりを推進するため、事業者や地域の団体が障害のある方に必要な合理的配慮を提供するためにかかる費用を助成しています。「合理的配慮」とは、障害のある方から何らかの配慮を求める意思の表明があった場合に、負担になりすぎない範囲で、日常生活や社会生活を送るうえでの障壁を取り除くために必要な配慮のことです。

■対象となる方

- ① 市内で商店や飲食店など、不特定多数の方が利用し、かつ、障害のある方の利用が見込まれる事業を行う者
- ② 市内で活動する地域の団体

■補助の対象となるもの

種類	具体例	補助率及び補助限度額
コミュニケーションツールの作成	コミュニケーションボード、点字メニュー	補助率 1/2 補助限度額 30,000 円
合理的配慮推進物品の購入	筆談ボード、簡易スロープ、ローカウンター	補助率 1/2 補助限度額 100,000 円
合理的配慮推進工事の施工	手すり、段差解消工事、トイレ改修	補助率 1/2 補助限度額 200,000 円

 購入等の前に申請が必要となります。

■窓口

障害福祉課

自動車運転装置改造費の助成

 身

身体に障害のある方が、自分で運転する自動車のハンドル、ブレーキ、アクセルなどを改造する場合、その費用を助成しています。(最大 10 万円)

■対象となる方

1・2 級の上肢、下肢又は体幹機能障害を有し、市民税所得割の額が 46 万円以下の世帯に属する方

■手続き

まずは障害福祉課にご相談ください。

■窓口

障害福祉課

自動車運転免許取得費用の助成



身体に障害のある方が自動車運転免許を取得する場合、教習費用の3分の2以内を助成しています。（最大10万円）

■対象となる方

1～4級の身体障害者手帳所持者で、市民税所得割の額が46万円以下の世帯に属する方

■手続き

まずは障害福祉課にご相談ください。

■窓口

障害福祉課

心身障害者扶養共済制度



障害のある方の保護者が、毎月一定の掛金を納めることにより、保護者の方に万一のことがあった場合（死亡・重度障害）に、障害のある方へ終身一定額の年金が支給される制度です。

■対象となる方

心身障害者（児）の保護者で、年齢が65歳未満の方

⚠ その他要件がありますので、障害福祉課までお問い合わせください。

■掛金

区分	掛金月額
基本掛金	9,300円～23,300円（加入時の保護者の年齢により異なります）
加算掛金	9,300円～23,300円（加入時の保護者の年齢により異なります）

※掛金の額は改正されることがあります。

■給付金

月額20,000円（加算して納めていた方の場合は月額40,000円）

■窓口

障害福祉課

生活福祉資金貸付制度



障害者世帯で本貸付により自立・社会参加が可能と見込まれる資金（目的別）を貸付ける制度です。

■窓口

ひたちなか市社会福祉協議会（☎274-3241）



6 税金の減免・交通機関等の割引

障害のある方に適用される税の減免・交通機関等の割引などのご案内です



所得税・住民税・相続税の控除

身 知 精

障害のある方で本人や配偶者、扶養親族について、申告の際に障害者手帳などを提示することにより、税の一定額が控除される制度があります。



所得税・住民税の控除

■対象と控除の内容

対象となる方	税の種類ごとの控除の内容		
	控除の名称	所得税	住民税
● 身体障害者手帳 3～6 級の所持者 ● 療育手帳 B・C の所持者 ● 精神障害者保健福祉手帳 2・3 級の所持者	障害者控除	1 人につき 27 万円	1 人につき 26 万円
● 身体障害者手帳 1・2 級の所持者 ● 療育手帳 ㊤・A の所持者 ● 精神障害者保健福祉手帳 1 級の所持者	特別障害者控除	1 人につき 40 万円	1 人につき 30 万円
● 「特別障害者」とされる控除対象配偶者または扶養親族のうち同居している方	同居特別障害者控除	75 万円	53 万円

■窓口

所得税：太田税務署（☎0294-72-2171）

住民税：市民税課（内線 3123～3125）



相続税の控除

■対象と控除の内容

対象となる方	控除の内容	
● 身体障害者手帳 3～6 級の所持者 ● 療育手帳 B・C の所持者 ● 精神障害者保健福祉手帳 2・3 級の所持者	障害者控除	（85 歳に達するまでの年数） ×10 万円
● 身体障害者手帳 1・2 級の所持者 ● 療育手帳 ㊤・A の所持者 ● 精神障害者保健福祉手帳 1 級の所持者	特別障害者控除	（85 歳に達するまでの年数） ×20 万円

■窓口

太田税務署（☎0294-72-2171）

🖋️ 自動車税（環境性能割・種別割）の減免

身 知 精

障害者手帳を所持している方で、障害の程度が一定の条件にあてはまる方およびその家族が運転する自動車の自動車税（環境性能割・種別割）が減免されます。
減免を受けるには手続きが必要です。

■対象となる方

障害者手帳を所持している方で、障害の程度が下記の条件にあてはまる方

障害の範囲		手帳の等級					
		1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級
身体障害者手帳	視覚障害	●	●	●	●		
	聴覚障害		●	●			
	平衡機能障害			●			
	上肢障害	●	●				
	下肢障害	●	●	●	○	○	○
	体幹機能障害	●	●	●		○	
	乳幼児期以前の非進行性脳病変による運動機能障害	●	●	●	●	●	●
	心臓機能障害	●		●			
	じん臓機能障害	●		●			
	呼吸器機能障害	●		●			
	ぼうこう又は直腸の機能障害	●		●			
	小腸機能障害	●		●			
	音声機能障害（喉頭摘出の場合に限る）（音声機能，言語機能又はそしゃく機能障害）			●			
	免疫機能障害	●	●	●			
	肝臓機能障害	●	●	●			
療育手帳		㊤またはA					
精神障害者保健福祉手帳		1 級（自立支援医療受給者証（精神通院）または医療福祉費受給者証（マル福）の交付を受けている方に限る）					

⚠️ 上表の「●」が減免に該当する障害の程度です。「○」は障害のある方で本人が運転する場合に限り該当します。

⚠️ 障害名が2つ以上の場合には、手帳に記載されている障害名の等級のいずれかが該当することが必要です。ただし、障害名が同一の障害区分で重複する場合には、総合等級で判定します。

⑥ 税金の減免・交通機関等の割引

■対象となる自動車

障害のある方本人または生計を一にする方（同居家族等）が所有するもので、通院・通学・通所等に使用する自動車

⚠ 障害のある方お一人に対して1台が対象となります。

⚠ 法人名義、リース自動車、事業用自動車（緑ナンバー、黒ナンバー）は対象になりません。

■手続きの内容および窓口

区分	窓口	申請期間	手続きに必要なもの
すでに所有している自動車	常陸太田県税事務所 (☎ 0294-80-3314)	毎年度 5 月 31 日まで	● 納税義務者（所有者）の印鑑 ● 運転する人の運転免許証 ● 障害者手帳 ● 車検証の写し ● 納税通知書 ● 納税義務者のマイナンバーがわかるもの ● 世帯全員の住民票など生計を一にすることを証明する書類（所有者が同居家族等の場合。軽自動車税は不要） ● その他必要な書類（運転者が同居家族等、※常時介護者の場合）
軽自動車の 場合	市民税課 (内線 3126・3127)	毎年度 5 月 31 日まで	
新たに登録する 自動車	水戸県税事務所自動車税分室 〔水戸市住吉町 292-10〕 (☎ 247-1297)	登録日から 30 日以内	

⚠ 自動車の所有者の住所が本人と異なっている場合や、運転者が同居家族等または常時介護者の場合は、個別のケースによって手続きに必要な書類が異なります。事前にそれぞれの窓口にお問合せください。

※常時介護者の証明書発行は市障害福祉課が窓口です。

交通機関等の割引・助成

障害のある方の負担軽減のため、鉄道、バス、タクシーなどの公共交通機関の運賃や駐車場使用料を割引・助成する制度があります。



鉄道（JR）運賃の割引

身 知

■対象および割引内容

対象	割引対象	割引率
第1種障害者とその介護者で利用する場合	普通乗車券、回数券、普通急行券	5割
第1種障害者とその介護者 または 12歳未満の障害児とその介護者で利用する場合	定期券（小児を除く）	
第1種・第2種障害者が単独で利用する場合	普通乗車券（片道100Kmを超える場合のみ）	

■窓口

JR各駅等（料金支払時に身体障害者手帳または療育手帳を提示してください。）



バス運賃の割引

身 知

■対象および割引内容

種類	対象となる方	割引率
普通乗車券	手帳所持者と第1種の障害者の介護者	5割
定期乗車券	JR運賃割引に準じます	3割

■窓口

各バス会社窓口等（料金支払時に身体障害者手帳または療育手帳を提示してください。）



航空運賃の割引

身 知 精

■対象および割引内容

種類	対象となる方		割引率
定期航空路線の国内 線全区間 （各国内航空会社）	身体障害者 知的障害者 精神障害者	障害者、介護者とも	事業者又は路線によっ て異なります。

■窓口

各航空会社支店、営業所および指定代理店（12歳未満を除く）



大洗カーフェリー運賃の割引

身 知 精

■対象および割引内容

対象となる方	割引率
身体障害者（１種）、知的障害者（１種）、精神障害者（１級） 及び介護者（１名まで）	旅客運賃は５割引 乗用車運賃は１割引
身体障害者（２種）、知的障害者（２種）、精神障害者（２～３級）	

■窓口

大洗港を発着するカーフェリー会社窓口
（乗船手続き時に障害者手帳を提示してください。）



タクシー料金の割引

身 知

■対象および割引内容

適用区域	対象となる方	割引率
県内	身体障害者手帳または療育手帳を持っている方	運賃および料金の１割引

■窓口

県内各タクシー会社窓口等
（支払い時に身体障害者手帳または療育手帳を提示してください。）



重度心身障害者通院通所交通費（タクシー利用券）助成

身 知 精

■対象となる方

- 自動車税（種別割）・軽自動車税（種別割）の減免を受けていない方で、次のいずれかに該当する方
 - ▼ 身体障害者手帳 １級または ２級をお持ちで在宅の方
 - ▼ 療育手帳 ㊤または A をお持ちで在宅の方
 - ▼ 精神障害者保健福祉手帳 １級をお持ちで在宅の方

■助成額

医療機関などへの通院通所に要するタクシー料金の一部

■申請に必要なもの

- 障害者手帳

■利用方法

市で交付する「タクシー利用券」を支払い時に運転手に渡してください。

■窓口

障害福祉課



ひたちなか海浜鉄道湊線運賃の割引

身 知 精 難

■対象および割引内容

対象となる方	対象となる区間	割引率
身体障害者（１種）、知的障害者（１種）、精神障害者（１級）及び介護者（１名まで）	湊線と連絡運輸区域内 他社線	５割
身体障害者（２種）、知的障害者（２種）、精神障害者（２～３級） △障害者本人が 12 歳未満の場合には、介護者（１名まで）も割引の対象となります。	湊線	
難病患者（指定難病特定医療費受給者証または不認定通知書）		

△ 窓口にて障害者手帳、指定難病特定医療費受給者証または不認定通知書を提示してください。

■窓口

湊線各駅（料金支払時に障害者手帳を提示してください。）



スマイルあおぞらバスの割引

身 知 精

■対象および割引内容

対象となる方	割引率
身体障害者手帳、療育手帳及び精神障害者保健福祉手帳を提示した方	５割
第１種身体障害者の介助者及び第１種知的障害者の介助者（１名まで）	

■利用方法

料金支払時に障害者手帳又は障害者手帳アプリ「ミライロID」を提示してください。

障害者手帳アプリ「ミライロID」とは

ミライロIDとは、株式会社ミライロが提供しているアプリで、スマートフォンに障害者手帳を登録することで、手帳の情報を画面上に表示できるものです。施設を利用する際に、登録後の画面を提示することで、障害者割引等を受けることができます。

■登録方法

ミライロIDホームページを参照してください

■割引等を受けることができる市の施設

- ◇ひたちなか市総合運動公園
- ◇ひたちなか市那珂湊運動公園（第一野球場、テニスコート、多目的運動広場、相撲場）
- ◇体育館（松戸、那珂湊）
- ◇市営プール（石川町プール、馬渡プール、枝川プール、佐野プール）
- ◇ひたちなか市武道館
- ◇公園（六ッ野スポーツの杜公園、西原公園、東石川第４公園）
- ◇運動広場（津田、佐野、石川）
- ◇ひたちなか市那珂湊第二野球場
- ◇スマイルあおぞらバス

有料道路の割引

身 知

障害のある方が通勤、通学、通院などの日常生活に有料道路を利用されるにあたり、あらかじめ車両を登録することにより、有料道路料金の半額を割引とします。

■対象となる方

区別	対象となる方	車両の名義
本人が運転する場合	● 身体障害者手帳をお持ちの方すべて	● 本人、配偶者、直系血族およびその配偶者、兄弟姉妹およびその配偶者ならびに同居の親族等
本人以外が運転し、本人が同乗する場合	● 第1種身体障害者 ● 第1種知的障害者 (△・A)	● 本人、配偶者、直系血族およびその配偶者、兄弟姉妹およびその配偶者ならびに同居の親族等 ● 上記の方が自動車を所有していないときは、日常的に介護している方

■手続きに必要なもの（新規・更新とも）

区別	申請手続きに必要なもの	利用のしかた
手帳提示での割引	● 障害者手帳	● あらかじめ窓口で申請し、障害者手帳に有効期間の登録を受けます。 ● 有料道路を利用のつど、料金所の職員に手帳を提示し、割引を受けます。
ETC 利用での割引	● 障害者手帳 ● 車検証 ● 運転免許証（本人運転の場合） ● ETC カード 〔△ 原則本人名義に限る。 未成年の場合は保護者可。〕 ● ETC 車載器セットアップ申込書・証明書	● あらかじめ窓口で申請し、障害者手帳に車両ナンバー・有効期間などの登録を受けます。 ● 窓口で交付する「ETC 利用対象者証明書」を「有料道路 ETC 割引登録係」あてに切手を貼って郵送します。 ● 登録係が ETC カードと車載器の情報を登録し、ETC 割引の利用可能日が郵便で通知されます。 ● 利用可能日以降、ETC レーンを通過すると自動的に割引料金が適用されます。

△ 料金所に ETC ゲートがない場合や故障でバーが開かなかった場合など、ETC を利用せずに料金所係員の処理となったときは、障害者手帳の提示がないと割引が適用されません。ETC の登録をした場合にも、念のため手帳を携行するようにしてください。

△ 事前に ETC 利用登録をされた方が現金等でお支払いする場合又は事前に登録されていない自動車（知人の車やレンタカー等）でご利用いただく場合であっても、登録済みの ETC カードを必ず携行してください。

■割引額

通行料金の半額

■有効期間

手続きを終了した日からその後の2回目の誕生日まで
（更新の場合は手続き終了日からその後の3回目の誕生日（最長2年2か月）まで）

■窓口

障害福祉課

NHK 受信料の減免

身 知 精

NHK と放送受信契約を結んでいる世帯については、障害のある方の生活事情に応じて、受信料を免除する制度があります。

■対象となる方

免除額	対象となる方
全額免除	● 身体障害者手帳，療育手帳，精神障害者保健福祉手帳のいずれかをお持ちの方が世帯構成員で，その世帯全員が市民税非課税
半額免除	● 障害者本人が世帯主かつ受信契約者であって，次のいずれかの場合 ▼ 視覚または聴覚障害者 ▼ 身体障害者手帳 1 級または 2 級の方 ▼ 療育手帳 ㊤ または A の方 ▼ 精神障害者保健福祉手帳 1 級の方

■手続きに必要なもの

- 印鑑（認印可）

■手続きの流れ

- 障害福祉課で申請書を記載し，証明を受けてください。
- NHK で免除が認められると，折り返し「受理通知書」「受信料全額免除証明書」などが郵送されます。

 NHK の受信契約をしていない場合は，あわせて受信契約を締結する必要があります。

■窓口

NHK 水戸放送局（☎ 232-9885）
障害福祉課



7 その他の福祉

障害のある方を対象とした制度やサービスがありますのでご活用ください。



ヘルプマーク・ヘルプカード

身 知 精 難

義足や人工関節を使用している方、内部障害や難病の方、妊娠中の方など、外見から分からなくても援助や配慮を必要としている方が、周囲の方に配慮を必要としていることを知らせることで、援助を得やすくなるよう、作成したマーク及びカードです。下記窓口で交付しています。

■窓口

障害福祉課

那珂湊支所（内線 270・271）



障害者理解促進事業

障害のある方と地域の方々がともに社会生活を送りやすくするために、地域の方々に対して障害者等の理解を深めることを目的とした研修・啓発を実施する事業です。

■対象となる方

市内に居住し、又は通勤・通学する方、市内に事務所・事業所を有する事業者、地域で活動する団体等

■内容

障害特性に関する基本的事項や障害者への接し方、手話・要約筆記、盲導犬又は福祉用具の体験、障害福祉サービス事業所の訪問交流等の各種講座があります。

■窓口

社会福祉協議会（☎ 274-3241）



身体障害者補助犬の給付

身

身体障害者の自立と社会参加を促進することを目的として、身体障害者補助犬（盲導犬、介助犬及び聴導犬）を給付しています。

■補助犬の給付を受けられる方

1. 盲導犬 18 歳以上の方で視覚障害 1 級またはこれに準ずる人
※視覚障害 2 級の方も給付を受けられる場合があります。
2. 介助犬 18 歳以上の方で肢体不自由 1・2 級またはこれに準ずる人
3. 聴導犬 18 歳以上の方で聴覚障害 2 級またはこれに準ずる人

■窓口

盲導犬について：いばらき盲導犬協会（☎ 275-3122）

その他補助犬について：障害福祉課（制度の内容については 県障害福祉課）

市営駐車場駐車回数券の交付

身

■対象となる方

- 市内在住で自ら自動車を運転する身体障害者
- ⚠ 本人が運転する場合に限ります。

■対象となる駐車場

元町駐車場、勝田中央駐車場、勝田駅東口南駐車場、勝田駅西口広場駐車場、勝田駅東口広場駐車場、佐和駅西口広場駐車場、海門町駐車場

■申請に必要なもの

- 身体障害者手帳
- 運転免許証
- 車検証など車両ナンバーがわかるもの

■窓口

障害福祉課

市営自転車駐車場利用料の減額

身知

■対象となる方

- 身体障害者手帳または療育手帳を持っていて、市営自転車駐車場を定期利用する方

■対象となる自転車駐車場

元町自転車駐車場、勝田駅東口自転車駐車場、勝田駅西口自転車駐車場

■申請に必要なもの

- 身体障害者手帳または療育手帳
- 車両の防犯登録情報や自賠責保険契約期間がわかるもの

■窓口

各自転車駐車場

電話リレーサービス

身

聴覚や発話に困難のある人（以下、きこえない人）と、きこえる人（聴覚障害者等以外の人）との会話を通訳オペレータが「手話」または「文字」と「音声」を通訳することにより、電話で即時双方向につながることができるサービスです。

24 時間・365 日、双方向での利用、緊急通報機関への連絡も可能となります。

※利用には登録が必要となります。

■窓口

一般財団法人日本財団電話リレーサービス

電話：03-6275-0910 FAX：03-6275-0913

メール：info@nftrs.or.jp HP：<https://nftrs.or.jp/>

いばらき身障者等用駐車場利用証制度

身

知

精

難

障害のある方が公共施設や商業施設などの身障者等用駐車場を利用しやすくするため、これらの駐車場の利用証を交付する制度です。

■対象となる方

● 以下に該当する方

対象の手帳等					手帳の等級	
身体障害者手帳	視覚障害				4級以上	
	聴覚または平衡機能の障害	聴覚障害			3級以上	
		平衡機能障害			5級以上	
	肢体不自由	上肢			2級以上	
		下肢			6級以上	
		体幹			5級以上	
		乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障害	上肢機能			2級以上
			移動機能			6級以上
	内部障害	心臓，じん臓，呼吸器，ぼうこう又は直腸，小腸，ヒト免疫不全ウイルスによる免疫，肝臓の各機能障害			4級以上	
療育手帳					㊤およびA	
精神障害者保健福祉手帳					1級	
介護保険被保険者証					要介護 1 以上	
母子手帳（妊娠 7 か月～産後 6 か月）						
指定難病特定医療費受給者証または小児慢性特定疾病医療受給者証						

⚠ 公安委員会が発行する「駐車禁止除外指定車標章」とは異なります。利用証では、道路の駐車禁止場所には駐車できませんので、ご注意ください。

■申請に必要なもの

- 障害者手帳など対象者であることを証明するもの
- 本人証明書類（運転免許証、健康保険証など）（⚠ 代理人が申請する場合のみ）

■窓口

障害福祉課

（制度の内容については 県長寿福祉課 長寿企画・援護担当 ☎301-3326）

駐車禁止除外指定車標章の交付

身

知

精

障害の内容や等級により、県道路交通法施行細則に基づく除外指定の標章が受けられます。

■窓口

ひたちなか警察署（☎ 272-0110）

福祉有償運送

身知精

高齢による身体機能の低下や障害などの理由で電車やバス等の公共交通機関をひとりで利用することが困難な方に対して、NPO 法人や社会福祉法人等が通院や買い物などの日常的な外出を支援するサービスです。

■対象となる方

- ① 介護保険の要介護または要支援認定を受けている方
 - ② 身体障害者手帳をお持ちの方
 - ③ 肢体不自由、内部・知的・精神障害、その他障害がある方
- ※①～③の方で、公共交通機関を自力で利用できない方

■費用

おおむね「タクシー料金の半額程度」となりますが、その他に介助料金等がかかる場合があります。各団体により料金が異なりますので、詳細は実施事務所（下記事業所）に直接お問合せください。

■利用方法

利用にあたり、事前に利用者登録が必要となります。下記事業所までお問合せください。

福祉有償運送を行う事業所（令和6年4月現在）

事業所名	住 所	電話番号
生活支援ネットワークこもれび	津田 2031-797	273-8897
たすけあいネット 民の会	那珂市中台 481-7	295-9002
北養会（北勝園）	津田 2093-1	272-1178
友の会かたくりポッケ	水戸市河和田町 4510-1	251-2634
まほろば	市毛 515-10	219-8868
孝友会	長砂 633-1	285-9288
ひめの	釈迦町 17-19	212-5239

車いすの貸出

身

他の制度による車いすの貸与・購入助成の対象とならない方に車いすの貸出を行います。

■対象となる方

市内に居住する方で、病気やけが、高齢などにより歩行困難な方

■貸出期間

原則として3か月

■窓口

ひたちなか市社会福祉協議会（☎ 274-3241）

図書の自宅配本



市立図書館に来館できない身体に障害のある方向けに、自宅まで本を配達します。
貸出冊数は、図書・雑誌 1人10点以内、貸出期間は30日以内です。

■対象となる方

1～3級の身体障害者手帳をお持ちの方で、来館が困難な方

■窓口

中央図書館（☎ 273-2247）

視覚障害者用市報の発行



視覚障害のある方へ、市報をCDに録音（DAISY方式）したもの、または、点字に訳したものを配布しています。

■窓口

ひたちなか市社会福祉協議会（☎ 274-3241）

点訳・朗読のサービス



視覚障害のある方のため、点字図書、朗読CDを送付しています。

■対象となる方

視覚障害のある方で、図書、録音図書などの提供を希望する方

■窓口

ひたちなか市社会福祉協議会（☎ 274-5135）

茨城県立視覚障害者福祉センター（☎ 221-0098）

在宅投票制度



公職選挙法に基づく選挙が実施されるにあたり、自宅で郵便による投票ができる制度です。
事前に「郵便等投票証明書」の交付を受ける必要がありますので投票日のおおむね2週間前までに申請してください。

■対象

- 両下肢・体幹・移動機能障害（1・2級の方）
- 心臓・じん臓・ぼうこう・直腸・小腸・呼吸器機能障害（1・3級の方）
- 免疫・肝臓機能障害（1・2・3級の方）

➡ 上記に加えて、上肢または視覚の障害の1級の方は、郵便などによる不在者投票における代理記載制度もあります。

■窓口

ひたちなか市選挙管理委員会（市総務部総務課 内線1241）

日常生活自立支援事業

身 知 精

福祉サービスの利用や日常生活のさまざまな契約をするときの判断に不安がある方に対して、本人との契約により支援計画を立て、福祉サービスの利用援助（情報の提供、助言、申請手続き代行）や日常的な金銭管理、書類管理の援助などを行います。

相談は無料ですがサービスは有料です。

■窓口

ひたちなか市社会福祉協議会 （☎ 274-3241 FAX 275-0606）

NET119 の登録受付

身

ひたちなか・東海広域消防本部では、聴覚や音声・言語機能に障害があるため音声による119番緊急通報が困難な方が携帯電話やスマートフォンで通報するシステム（NET119）の運用を行っています。ご利用には事前登録が必要となります。

■対象となる方

市内に在住し、聴覚又は音声・言語・そしゃく機能障害による身体障害者手帳の交付を受けている方

■利用できる場合

火事や救急、その他困ったとき

■利用料

利用料は無料（ただし、メールの送受信などの通信料は自己負担です。）

■登録に必要なもの

- ・身体障害者手帳
- ・スマートフォン又は携帯電話

※迷惑メールの受信制限をしている方は、「web119.info」からのメールを受信できるように事前に設定を行ってください。

- ・緊急連絡先（家族や友人等）の電話またはFAX番号



■窓口

障害福祉課

※登録の際、お時間がかかることがありますので余裕をもってお越しください。



聴覚障害者用緊急通報 FAX の受付



ひたちなか・東海広域事務組合消防本部では、聴覚障害（音声・言語・そしゃく機能障害含む）のある方がご自宅のFAXから消防本部へのFAXへ通報できる専用番号を用意しています。

■対象となる方

聴覚障害（音声・言語・そしゃく機能障害含む）のある方

■利用できる場合

火事や救急、その他困ったとき

■専用FAX番号

029-275-0099

■窓口

ひたちなか・東海広域事務組合消防本部



ストーマ用装具の預かり保管制度



大規模災害が発生したときに備えて、ご自身があらかじめ準備した緊急用のストーマ用装具を市役所でお預かりします。

■対象となる方

市内居住者でストーマ用装具を日常的に使用している方

■手続きの流れ

- ① 透明なビニール袋（密閉できるものが望ましい）の表面に油性マジックでお名前、住所、電話番号を記入してください。
- ② ①の袋に預けたいストーマ用装具や付属品を入れてください。お預かりできる数量は、おおむね1週間分です。

■手続きに必要なもの

- 預けたい装具一式
- 最寄りの避難所をお聞きますので、事前にご確認ください。

⚠ お預かり期間は1年間です。継続希望の方は1年ごとに新しい装具に交換していただきます。

■窓口

障害福祉課

中途失明者緊急生活訓練



視覚障害により日常生活に支障をきたしている方に対し、自立更生・社会参加の促進を図るために、歩行・日常生活動作・コミュニケーション技術などの指導訓練や必要な相談を行います。

■対象

視覚障害により身体障害者手帳の交付を受けている方（ その他要件があります）

■費用

原則として無料ですが、指導に係る経費（交通機関を利用した歩行指導時の交通費等）は、指導員に係る費用も含めすべて自己負担となります。

■実施機関

茨城県視覚障害者福祉センター（☎ 221-0098）

■窓口

障害福祉課

障害者委託訓練



県立産業技術専門学院では、障害者を対象とした就職に必要な知識・技能を習得するための職業訓練を実施しています。

■対象となる方

障害のある方であって、公共職業安定所に求職登録している方

■受講料

無料（食事代等の実費は自己負担）

■窓口

茨城県労働政策課（☎ 301-3656）

ひたちなか市内のオストメイト対応トイレ設置場所

施 設	住 所
ひたちなか市役所	東石川 2-10-1
勝田駅	勝田中央 1-1
佐和駅	高場 574
ひたちなか市文化会館	青葉町 1-1
国営ひたち海浜公園	馬渡 605-4
（株）日立製作所ひたちなか総合病院	石川町 20-1
TOHO シネマズひたちなか	新光町 35 ジョイフル本田ニューポートひたちなか敷地内
ひたちなか・東海クリーンセンター	新光町 103-2



8 発達で不安を感じるお子さんの相談・支援

お子さんの発達面での心配ごとについての相談を受け付けています

みんなのみらい支援室

みんなのみらい支援室は、発達面や情緒面に心配のあるお子さんの、より良い育ちや安定した生活を支援するための拠点です。お子さんへの支援だけでなく、保健・福祉・教育のネットワークで、子育てを取り巻く環境への支援、必要な情報提供や地域社会への啓発活動なども行っています。

対象・支援内容	
対象	● 人とのやり取り（コミュニケーション）が上手にできない、落ち着きがない、ことばが上手にでてこないなど発達面の遅れが気になる中学生までのお子さん自身とその保護者が対象です。
内容	● 個別面談や電話により、保護者をはじめとしてお子さん自身や先生方が持つ不安や悩みのご相談を受けています。 ● 発達に特性を持つことがうかがえる就園児を対象に、発達を促す運動プログラムを作業療法士等と一緒に親子で取り組む教室を開催しています。 ● 周囲の人との関わりが上手にできないお子さんを対象に、コミュニケーション力の向上を目的としたソーシャルスキルトレーニング教室を開催しています。 ※参加要件有。詳細は下記の電話にご連絡ください。 ● 必要に応じて就園・就学先と話し合いながら支援の方法を検討します。 ● その他、適切な支援が受けられるように医療機関、関係機関などの情報提供をしています。
利用案内	● 利用は無料です ● 個別面談をご希望される場合は、事前予約が必要となります。 ● 受付時間は月～金曜日 午前9時30分～12時、午後1時00分～5時30分 ※祝祭日、12/29～1/3を除く
窓口	みんなのみらい支援室（松戸町 1-14-1（ヘルスケアセンター1階））  273-3734

のびる教室・かなりや教室

心身の発達に心配のある未就園のお子さんを対象として、発達を促す支援を行っています。

■対象・活動内容

対象	人とのやり取り（コミュニケーション）が上手にできない、行動の気になる就園前のお子さんが対象です。 ①身体面の発達に心配のある診断前の未就学児（のびる教室） ②情緒面の発達に心配のある診断前の未就園児（かなりや教室）
内容	親子教室又は小集団での遊びを通して、お子さんの発達を促す教室です。
窓口	ひたちなか市社会福祉協議会 (☎ 272-4131)

保健所・茨城県母子保健センター

身 知 精

お子さんの心身の発達が遅れているのではないかと心配を持たれたとき、障害を持ったお子さんの養育について相談や指導がほしいとき、その他、ことばの遅れ、運動能力の遅れ、多動、チック、夜尿、吃音などお子さんの育児上のいろいろな問題について小児神経科医、心理専門員等がご相談に応じます。

■窓口

保健所・茨城県母子保健センター（☎ 221-1553）
（水戸市緑町 3-5-35 茨城県看護協会内）



9 障害のある方の社会参加

障害のある方のための地域の活動の場や各種団体などの情報です

地域活動支援センター

身 知 精 難

創作活動や生産活動などの機会の提供、地域社会との交流の促進等の事業を実施し、自立した日常生活や社会生活を営むことができるよう支援します。
ご利用にあたっては直接施設へお申し込みください。

■市内にある地域活動支援センター

- ひたちなか市地域活動支援センター（☎ 275-6721）
- 地域活動支援センターふわり（☎ 264-1500）
- 地域活動支援センターKUNA（☎080-1277-2221）

心身障害者（児）スポーツ大会

身 知 精

心身に障害のある方の健康維持や体力向上、交流のきっかけづくりを目的として、スポーツ大会を開催しています。

■大会と窓口

大会名	窓口
ひたちなか市心身障害者（児）スポーツ大会	障害福祉課
茨城県障害者スポーツ大会	茨城県障害者スポーツ・文化協会 （☎ 301-3375）

福祉団体

身 知 精

市内に住む心身に障害をお持ちの方自身やその家族が集まり、福祉の向上にむけたさまざまな活動を行っています。

■市内の福祉団体

団体名	代表者名	電話番号
障害児者育成会	深谷 悦男	273-2441（FAX 兼）
視覚障害者協会	皆川 嘉彦	275-1612
聴覚障害者協会	今井 利幸	272-6933（FAX）
ひたちなか地域家族会 （ネモフィラ結の会）	清水 俊雄	219-8261

ボランティア

ひたちなか市内では様々なボランティア活動が行われており、障害のある方を支援する目的で活動する団体も多く存在します。ひたちなか市社会福祉協議会には、ボランティア活動センターが設置され、多くの団体が登録しています。

■窓口

ひたちなか市ボランティア活動センター
(社会福祉協議会地域福祉係内 ☎ 274-5135)

➡ これらの団体の活動のようすをインターネットで見ることができます。



「げんき-NET ひたちなか」

<http://www.genkinet-hitachinaka.jp/>

福祉の店連絡協議会

市内の障害福祉事業所でつくる「ひたちなか市福祉の店連絡協議会」では、心身障害者(児)スポーツ大会や産業交流フェアなどのイベントの際に展示ブースを設けるなどして、障害のある方自身が日頃の訓練を活かしてつくったさまざまな製品を販売・PRし、障害のある方の社会参加を支援しています。

■福祉の店連絡協議会加盟団体

名称	主な製品
ハートケアセンター ひたちなか	フィナンシェ(ひたちなか海浜鉄道コラボ、商品化許諾済)、クッキー、パウンドケーキ、アップルパイ、手づくりジャム、らっきょう、干し芋、焼肉のたれ、豆板醤など
心【Shin】	手作り雑貨、小物、布製品、ドライハーブなど
オークスヴィレッチ	国産そば殻まくら、ボックスティッシュ入れケース、きんちゃく袋、きりぼし大根、低農薬野菜(直売)など
チェリー館	木工製品、ビーズ製品、編みぐるみなど
北勝園みなと館	たまごパン、干し芋、焼き芋、米、蕎麦、梅ジュース、ヒマワリ油など
かしの木勝田	シフォンケーキ、クッキー、ラスク、パウンドケーキ、菓子パン
COLORS	グラノーラ、米粉クッキーなど
Only One	小物雑貨、段ボール製品
ルミナス	革製品

■ひたちなか市役所内での物品販売

日時 毎週水曜日(都合により実施日が前後することがあります)
11時から13時
場所 ひたちなか市役所本庁舎1階 市民ホール



10 相談窓口

障害や各種サービス・制度についてのお悩み・ご相談を受け付けます



障害児者相談支援センター

身 知 精 難

障害のある方やご家族の地域での生活をサポートすることを目的として、障害に関する各種相談を受け付ける総合的な窓口です。より適切な支援を展開できるよう、障害種別による相談窓口を設けております。

ご相談の内容に応じて、必要な情報の提供や専門機関の紹介、福祉サービスの利用に向けた事業所との調整などの支援を行っています。

■ひたちなか市障害児者相談支援センター

名称・所在地・連絡先	主たる対象者
ひたちなか市社会福祉協議会 ひたちなか市西大島 3-16-1 (☎ 212-3630)	身体・知的・精神・難病・障害児
こもれび ひたちなか市津田 2031-797 (☎ 352-3007)	身体・知的・精神・難病・障害児
ふわり ひたちなか市柳沢 2831 (☎ 264-1500) ひたちなか市馬渡 558-1 (☎ 219-8155)	精神 (18 歳以上の方)
KUINA ひたちなか市長砂 1561-4 (☎ 080-1277-2221)	精神 (18 歳以上の方)



障害者就業・生活支援センター

身 知 精

障害のある方の就労や生活についての相談を受け付けたり、就労に向けた訓練や実習のあっせんをしたりして、地域の中で自立した生活を送るための支援をする窓口です。施設の利用は登録制で、利用料は無料（食事などの実費は自己負担）です。

■市内の障害者就業・生活支援センター

名称・所在地・連絡先
障がい者就業・生活支援センターKUINA ひたちなか市長砂 1561-4 (☎ 029-202-0777)

民生委員・児童委員

身 知 精 難

■主な役割

地域住民の生活状況を把握し、援助を必要とする方の相談や情報提供などを行います。

■窓口

地域福祉課

心身障害者相談員

身 知 精

■主な役割

障害のある方や家族からの相談に応じ、同じ立場からの体験をもとに生活上のアドバイスなどを行います。

相談員に相談したいことがあるときは、障害福祉課までご連絡ください。障害の内容に応じて相談員を紹介します。

■窓口

障害福祉課

成年後見制度（中核機関）

身 知 精

制度利用を検討している方や利用中の方に対して相談対応・情報提供を行い、必要な時に関係機関や専門職につなげられるように支援します。

※成年後見制度とは社会生活をおくる上で判断能力が十分でない方が、財産侵害を受けたり、人間としての尊厳が損なわれたりすることがないように、後見人等を選任し支援する制度です。

■窓口

ひたちなか市社会福祉協議会（中核機関）（☎ 272-4106）

日常生活自立支援事業

身 知 精

日常的な金銭管理等の判断が困難な方の福祉サービス利用援助、日常的なお金の出し入れ、預金通帳の預かりなどのお手伝いをします。

■窓口

ひたちなか市社会福祉協議会（☎272-4106）



行政機関・公的団体の窓口

身知精難

各行政機関・公的団体で心身に障害のある方のご相談に対応しています。窓口によっては専用ダイヤルも設置されています。

■行政機関・公的団体の業務内容と連絡先

名称・所在地・連絡先	内 容
ひたちなか市保健福祉部障害福祉課 ひたちなか市東石川 2-10-1 ☎ 273-0111 (内線7211~7214) FAX 272-2940 那珂湊支所 保険福祉担当 ☎ 273-0111 (内線270~271) FAX 263-7188	障害のある方のための福祉向上を推進する窓口として、必要な支援や相談を行っています。
ひたちなか市障害者虐待防止センター (ひたちなか市福祉事務所障害福祉課内) ☎ 273-0111 (内線 7211~7214)	障害者虐待に関する通報及び相談等を行っています。
ヘルスケアセンター ひたちなか市松戸町 1-14-1 ☎ 276-5222	病気についての相談や訪問指導を行っています。
 心の相談 精神保健福祉士が相談に応じています。(電話予約が必要です。) ☎ 276-5222	
ひたちなか市教育委員会事務局指導課 ひたちなか市東石川 2-10-1 ☎ 273-0111 (内線 7331・7332)	特別支援学校・特別支援学級への入学や学校一般の相談にあたっています。
ひたちなか市社会福祉協議会 ひたちなか市西大島 3-16-1 ☎ 274-3241 FAX 275-0606	地域住民を主体とした福祉のまちづくりを担う中核となる団体です。 各種ボランティアの派遣、車椅子貸出、生活福祉資金の貸付、成年後見制度等の相談対応などを行います。
中央児童相談所 水戸市水府町 864-16 ☎ 221-4150 FAX 221-4536	18 歳未満の児童に関するさまざまな問題について、医師、心理判定員、児童福祉司が相談に応じ、必要な助言・指導等を行います。
茨城県福祉相談センター ①②水戸市三の丸 1-5-38 ☎ 221-0800 FAX221-0811	福祉に関する各種相談に応じています。
①身体障害者更生相談所	身体に障害のある方を対象に、医師、身体障害者福祉司、心理・職能判定員などが専門的立場から相談・指導を実施しています。 ● 医療に関する相談、指導、医学的判定 ● 義肢や装具、補聴器、車椅子などの補装具の要否・適合判定 ● 心理、職業能力判定など
②知的障害者更生相談所	知的障害のある方を対象として、医師、心理判定員、ケースワーカーなどの専門職員が、医学的・心理学的相談、療育手帳の判定、相談指導などの助言・指導を行っています。

名称・所在地・連絡先	内 容
茨城県精神保健福祉センター 水戸市笠原町 993-2 ☎ 243-2870 FAX 244-6555	精神保健福祉に関する知識の普及・啓発や相談・診療を行っています。 相談は原則として予約制です。
☎ いばらき こころのホットライン 心の健康に関する悩みなどについて電話カウンセリングを行っています。 ☎ 244-0556（電話相談専用回線）	
茨城県総合福祉会館 水戸市千波町 1918 ☎ 244-4545	ボランティア活動の支援や福祉人材の相談を行っています。
☎ 障害者なんでも相談室（障害者 110 番） 障害者やその家族が抱えている困りごと・悩みごとの相談を電話で受け付けます。 ☎ 244-9588 FAX 244-9588	
☎ 茨城県障害者権利擁護センター 使用者虐待に関する通報又は届出の受理などを行っています。 ☎ 353-8663	
☎ 障害者差別相談室 障害のある人への差別に関する相談を来所での相談の外、電話、FAX で受け付けます。 ☎ 246-6049 FAX 244-6048	
社会福祉法人 茨城県社会福祉協議会 水戸市千波町 1918	地域の人々や機関・団体との連携を図り、福祉社会づくりに取り組む団体です。
☎ 茨城県運営適正化委員会 福祉サービスの利用に関する苦情解決の支援を行っています。 ☎ 305-7193  tekisei@ibaraki-welfare.or.jp	
☎ 茨城県福祉人材センター 福祉の仕事を希望される方と人材を求める事業所への情報提供や就職のあっせんを行っています。 ☎ 244-4544 FAX 244-4543	
茨城県立視覚障害者福祉センター （茨城県立点字図書館） 水戸市袴塚 1-4-64 ☎ 221-0098	視覚障害のある方のための各種相談や点字・録音図書の出版・貸し出しなどを行っています。
茨城県立聴覚障害者福祉センター 「やすらぎ」 水戸市住吉町 349-1 ☎ 248-0029 FAX 247-1369	聴覚障害のある方の社会的自立を支援するため、各種相談、研修、講習などを行っています。
☎ 聴覚障害者福祉相談室 手話が堪能な相談員が、相談や指導をしています。 ☎ 248-0029 FAX 247-1369	
ひたちなか保健所 ひたちなか市新光町 95 ☎ 265-5515（代表）	障害のある児童や特定疾患の医療の給付、精神障害者に関する相談支援など、医学的な相談・指導を行っています。

称・所在地・連絡先	内 容
水戸公共職業安定所（ハローワーク） 水戸市水府町 1573-1 ☎ 231-6221	心身障害者職業相談員が、心身に障害のある方の就職のあっせんや就職後の諸問題、相談などに応じています。
いばらき就職支援センター （ジョブカフェいばらき） 水戸市三の丸 1-7-41 ☎ 300-1916	就職相談、適職診断、カウンセリング、職業能力開発支援を行っています。
茨城障害者職業センター 笠間市鯉淵 6528-66 ☎ 0296-77-7373	心身に障害のある方の就職のための相談や適職判定などを行っています。 また、事業所における障害者対応の指導もしています。
茨城県発達障害者支援センター 茨城町小幡北山 2766-36 ☎ 219-1222 F A X 292-5535	発達障害のある方や保護者の方からの相談に応じています。また、就業支援や障害についての普及啓発や研修を行っています。
茨城県自閉症協会 茨城町小幡北山 2766-36 ☎ 292-5310	自閉症スペクトラムの理解や支援の向上のため、療育相談や講演会、様々なイベントを行っています。
茨城県肢体不自由児協会 水戸市千波町 1918 ☎ 243-3838	知的障害をお持ちのお子さま、肢体不自由のお子さまやそのご両親を対象として、レクリエーションや研修会を行っています。

■その他施設の所在地及び連絡先

施 設	住 所	電 話
ひたちなか・東海広域事務組合消防本部	笹野町 2-8-1	273-0211 275-0090(FAX)
ひたちなか警察署	東石川 897-2	272-0110
茨城県立あすなろの郷	水戸市杉崎町 1460	259-3121(代表) 259-6904(FAX)
水戸北年金事務所	水戸市大町 2-3-32	231-2282 226-3911(FAX)
太田税務署	常陸太田市金井町 3662	0294-72-2171(代表)
常陸太田県税事務所	常陸太田市山下町 4119	0294-80-3314
NHK水戸放送局	水戸市大町 3-4-4	232-9885(代表)
水戸家庭裁判所	水戸市大町 1-1-38	224-8513
茨城県立盲学校	水戸市袴塚 1-3-1	221-3388
茨城県立水戸聾学校	水戸市千波町 2863-1	241-1018, (FAX) 241-8148
茨城県立水戸特別支援学校	水戸市吉沢町 3979	247-5924
茨城県立勝田特別支援学校	高場 2452	285-5644
茨城大学教育学部附属特別支援学校	津田 1955	274-6712
茨城県立水戸高等特別支援学校	水戸市下大野町 6212	269-6212

市内の障害福祉事業所一覧

■対象 18歳以上の方

	事業所の名称	住所	電話番号	居宅介護	重度訪問介護	行動援護	同行援護	療養介護	生活介護	短期入所	自立訓練	就労移行支援	就労継続支援A型	就労継続支援B型	就労定着支援	自立生活援助	共同生活援助	施設入所支援	計画相談
1	オークスヴィレッチ	佐和 788-13	285-2214						●	●								●	●
2	ハートケアセンターひたちなか	柳沢 2831	264-1500						●		●	●		●	●				
	グループホームはまぎく	柳沢 2840-1	264-1411														●		
	支援センターふわり	馬渡 558-1	219-8155																●
3	デイホームはっぴい	津田 2031-1081	276-9720						●		●								
	生活支援ネットワークこもれび	津田 2031-797	273-8897	●	●	●													
	相談支援事業所こもれび		352-3007																●
4	KUINA	長砂 1561-4	080-1277-2221						●	●	●							●	
	プログレスホームサッチモ																●		
	KUINA センター																		●
5	らぼーる朋・共同作業所ふれあい	馬渡 1141-6	271-1450								●			●					
	障害者相談支援事業所ふれあい																		●

	事業所の名称	住所	電話番号	居宅介護	重度訪問介護	行動援護	同行援護	療養介護	生活介護	短期入所	自立訓練	就労移行支援	就労継続支援A型	就労継続支援B型	就労定着支援	自立生活援助	共同生活援助	施設入所支援	計画相談
6	グループホーム かの木	馬渡 2982-14	212-7457														●		
	かの木 ひたちなか	馬渡 2982-12	212-7455									●		●					
	相談支援事業所 かの木	馬渡 2982-12	080-7826-4347																●
7	心【Shin】	阿字ヶ浦町 829	219-5977						●					●					●
	笑の心	磯崎町 4084-5	219-5977														●		
8	チェリー館	津田 2530-3	219-4078									●		●			●		
9	ニチケアセンターひたちなか	東石川 2-6-10	354-0841	●	●		●												
10	訪問介護サービスセンター北勝園	津田 2093-1	272-1178	●	●														
	就労支援センター北勝園みなと館	新堤 10791-4	262-3042										●	●					
11	ひたちなか市社会福祉協議会 訪問サービスセンター	金上 562-1	354-6400	●	●	●													
	ひたちなか市社会福祉協議会 相談支援事業所	西大島 3-16-1	274-3241																●
12	セントケアひたちなか	東石川 3367-1 浜田ビルB号	0293-54-7661	●	●														
13	(株)ヒューマンサポートライフ ひたちなか介護ステーション	石川町 20-1	270-1277	●	●														

	事業所の名称	住所	電話番号	居宅介護	重度訪問介護	行動援護	同行援護	療養介護	生活介護	短期入所	自立訓練	就労移行支援	就労継続支援A型	就労継続支援B型	就労定着支援	自立生活援助	共同生活援助	施設入所支援	計画相談
14	ヘルパーステーションプロスペクト	高野 2455-1	354-3239	●	●														
15	自立支援センターおんりーわん	稲田 1285-11	212-7333										●	●					
	おんりーわん生活介護事業所	稲田 1285-11	212-7333						●										
16	障がい者グループホーム Only One	佐和 1480-16	070-1391-7733														●		
17	エイトファクトリーひたちなか	高野 548-2	212-5322									●		●					
18	就労移行支援事業所 COLORS	東大島 4-11-4	352-3600									●		●					
19	障がい者サポートセンターなの花	馬渡 385-3	212-7087						●	●									
20	キルトハウスひたちなか	中根 5248-1	212-5154						●										
21	みんなの音色	高場 1608-5	229-3407						●										
22	訪問介護事業所タッチ	田中後 42-2 磯良ビル 103号	219-7788	●	●		●												
23	タナギの空	田中後 45-8	352-2800										●						
24	ヘルパーステーションゆい	高野 142-41	212-2800		●		●												
25	就労継続支援B型事業所Trust	勝倉 2934-1	219-7607											●					

	事業所の名称	住所	電話番号	居宅介護	重度訪問介護	行動援護	同行援護	療養介護	生活介護	短期入所	自立訓練	就労移行支援	就労継続支援A型	就労継続支援B型	就労定着支援	自立生活援助	共同生活援助	施設入所支援	計画相談
26	グループホームみやび	高野 142-41 ディアコート A101 号	352-2367														●		
27	グループホームつばさ	田彦 790-9	274-4056														●		
28	障がい者活動センターえくぼひたちなか	足崎 1457-435	212-8656						●				●						
29	あしたば相談支援事業所	市毛 837-1	352-3939																●
30	障害福祉サービスぱるあっぷ	枝川 1253-10	284-1117						●										●
31	わたぼうし	高野 727-7	202-2570									●		●					
	グループホームすまいる	高野 727-3	212-7830							●							●		
32	多機能型事業所スマイル	阿字ヶ浦町 171-26	090-2728-5305									●		●					
	エミフルループ									●							●		
33	39PLAZA	田彦 1394-3	229-3346									●	●	●					
34	ルミナス	東石川 3-1-7 宮前ビル 201 号室	229-0429									●	●						
35	グループホームゆくり	はしかべ 2 丁目 6 番 10 号 パストラルはしかべ B 棟 102・202	355-3339														●		

	事業所の名称	住所	電話番号	居宅介護	重度訪問介護	行動援護	同行援護	療養介護	生活介護	短期入所	自立訓練	就労移行支援	就労継続支援A型	就労継続支援B型	就労定着支援	自立生活援助	共同生活援助	施設入所支援	計画相談
36	Fromjob ひたちなか勝田	中根 4934-22	212-5644										●	●					
37	相談支援さくらんぼ	高野 600-2	202-0061																●
38	よつば相談支援事業所	高場 2-15-8	080-7951-0208																●
39	相談支援事業所ファン	枝川 228-5	353-6608																●
40	にじいろ相談支援室	新光町 38 ひたちなかテクノセンター	080-6009-7856																●
41	障がい者グループホームアトムのかみ	勝倉 2428-1	212-8578							●							●		
	生活介護アトムケア	大平 3-18-1	291-5615						●										
	就労継続支援 B 型アトムワークス	大平 3-18-1	291-5615											●					
42	グループホームこうせつ	三反田 5061-2	219-7294														●		
43	OHANA	東大島 1-24-29 正和ビル 4F	229-2531											●					

	事業所の名称	住所	電話番号	居宅介護	重度訪問介護	行動援護	同行援護	療養介護	生活介護	短期入所	自立訓練	就労移行支援	就労継続支援A型	就労継続支援B型	就労定着支援	自立生活援助	共同生活援助	施設入所支援	計画相談
44	4 フォーピースひたちなか	高場 5-18-3	212-9377														●		
45	ライフサポートセンターつむぎ	西大島 1-29-11	352-2298									●		●					
46	グループホーム ふわふわひたちなか	馬渡 2974-94	212-3221							●							●		
47	あぐりん	金上 1088	219-9881										●						
48	フロイデ工房ひたちなか	足崎 1474-8	212-7376									●	●						
49	就労支援じゃんぷ	中根 4977-30	080-7255-9918									●		●					
50	生活介護事業所やまとあい	東石川 3050-2	352-9141						●										
51	障害福祉サービス事業所紬	西大島 3-17-17	275-6721						●			●		●					
52	わおんひたちなか	高場 2048-3	212-7880														●		
53	就労継続支援B型事業所 コンパス	田彦 1402 MK-2ビル1階	352-9096											●					

	事業所の名称	住所	電話番号	居宅介護	重度訪問介護	行動援護	同行援護	療養介護	生活介護	短期入所	自立訓練	就労移行支援	就労継続支援A型	就労継続支援B型	就労定着支援	自立生活援助	共同生活援助	施設入所支援	計画相談
54	ヒューウィング	相金町 6-1	212-5336											●					
55	QOL ひたちなか事業所	東石川 3070-7 アドバンフォースビル 2 階	212-8800										●						
56	ダリアホームひたちなか	田彦 1220-6	212-9231														●		

■対象 18歳未満の方

	事業所の名称	住所	電話番号	児童発達支援	児童発達支援 医療型	放課後等 サービス 放課後等デイ サービス	保育所等 訪問支援	児童発達支援 居宅訪問型	障害児 相談支援
1	デイホームはっぴい	津田 2031-1081	276-9720	●		●			
	相談支援事業所こもれび	津田 2031-797	352-3007						●
2	キッズハウスえくぼひたちなか	足崎 1457-435	219-9575	●		●			
3	児童デイサービスさくらんぼ	高野 600-2	202-0061	●		●			
	相談支援さくらんぼ								●
	さくらんぼ	稲田 1166-228	219-6889			●			●
	さくらんぼはうす	高場 5 丁目 21-12	229-0303			●			
	スマイルさくらんぼ	中根 4808-3	212-8824			●			
4	キッズハウスくるみ	中根 3271-240	219-8886			●			
5	ともさんか みたんだ	三反田 3957-2	219-9058	●		●			
6	放課後等デイサービスたんぽぽ	西光地 3-5-4	275-3433			●			
	放課後等デイサービスたんぽぽ中根店	中根 4838-6	219-7003			●			

	事業所の名称	住所	電話番号	児童 発達 支援	児童 発達 支援 医療型	放 課 後 等 デ イ サ ー ビ ス	保 育 所 等 訪 問 支 援	居 宅 訪 問 型 児 童 発 達 支 援	障 害 児 相 談 支 援
	放課後等デイサービスたんぽぽ ひたちなか店	大成町 35-3	352-2211			●			
7	キッズスペースデイズ	高野 548-2	212-5322	●		●			
8	学童デイサービスよつば	高野 668-2	352-2782			●			
	学童デイサービスよつば 高場	高場 2-15-8	229-0222			●			
	よつば相談支援事業所	高場 2-15-8	080-7951-0208						●
9	障害福祉サービスぱるあっぷ	枝川 1253-10	284-1117						●
10	キッズデイあしたば	市毛 837-1	352-3939	●		●			
	あしたば相談支援事業所								●
	放課後等デイサービスあしたば	津田 1852-4	352-3737			●			
11	放課後等デイサービスこども元気塾 ひたちなか教室	高野 212-159	070-1417-7752			●			
	キッズルームこども元気塾田彦教室	田彦 658-10	070-1417-7752			●			
12	ハッピースマイル 本店	西大島 1-19-1 101 号室	219-4702	●		●			
	ハッピースマイル 西大島店	西大島 1-19-1 102 号室	219-4702	●		●			
	ハッピースマイル 津田店	津田 1488-1	219-9124	●		●	●		

	事業所の名称	住所	電話番号	児童 発達 支援	児童 発達 支援 医療型	放 課 後 等 デ ィ サ ー ビ ス	保 育 所 等 訪 問 支 援	居 宅 訪 問 型 児 童 発 達 支 援	障 害 児 相 談 支 援
13	まなびや療育クラブ	田彦 1016-10	070-8544-7089	●		●			
14	ひたちなか市社会福祉協議会 相談支援事業所	西大島 3-16-1	212-3630						●
15	心【Shin】	阿字ヶ浦町 829	219-5977						●
16	障がい福祉サービ スぱるあっぷ	枝川 1253-10	284-1117						●
17	なかや勝田教室	東石川 3-19-6	352-9301			●			
	なかや佐和教室	高場 1-3-8	219-7058	●		●			
18	じょうしょう塾カネアゲ店	金上 1097-3	352-3636	●		●			
19	みんなのりずむ 笹野	笹野町 2-2-7 JSK 第2ビル 101	229-3407	●		●			
20	コペルプラスひたちなか教室	高場 3-1-31 グランディオスK・Sビル2階	352-2255	●					
21	キッズワン	東石川 3365-4 エムズビル 1F	080-7854-4040			●			
22	ウィズ・ユーひたちなか	東石川 3-22-1 宮前ビル新館 102号	212-9669	●		●			
23	相談支援事業所ファン	枝川 228-5	353-6608						●
24	にじいろ相談支援室	新光町 38番地 ひたちなかテクノセンター	080-6009-7856						●
25	放課後等デイサービス・児童発達支援 ピースサイン	東石川 2484-4 CLEIR 東石川 1-B	212-4716	●		●			

	事業所の名称	住所	電話番号	児童発達支援	児童発達支援 医療型	放課後等デイ サービス	保育所等 訪問支援	居宅訪問型 児童発達支援	障害児 相談支援
26	こすもすキッズ	市毛 522-1	080-7298-7522	●		●			
27	クオリティ・オブ・ライフ ひたちなか支援教室	市毛 958-2 小船ビル2階	352-9670			●			
28	きっずプラスひたちなか新光町教室	新光町 92	219-7375	●		●			
29	グローバルキッズメソッド 118	勝倉 3433-559	229-2681	●		●			
30	心羽にこにこキッズ	高場 1595-26	229-3300	●		●	●		
31	めだかアカデミー明幸館(R6.9月～)	三反田 3576-2	219-8547	●		●			

障害福祉ハンドブック『輝く明日へ』



令和6年9月発行

ひたちなか市保健福祉部障害福祉課

〒312-8501

ひたちなか市東石川2丁目10番1号

電話 029-273-0111（内線7211～7214）

FAX 029-272-2940